

平成18年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成18年12月12日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成18年12月12日 午前10時00分
	延 会	平成18年12月12日 午後 4時28分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に参加した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	デイサービス センター施設長	桂川実(兼務)
助役	大沼隆		
総務課長	田辺正保	出納室長	柿崎修一
税財政課長	佐藤悟	教育長	富澤泰
まちづくり 推進課長	北村誠	教委管理課長	米内山法敏
		教委指導室長	酒井裕之
町民課長	久保一将	教委生涯 学習課長	藤田稔
保健介護課長	豊原隆弘		
福祉課長	松見弘文	教委体育 振興課長	松浦正之
環境政策課長	小島信夫		
産業振興課長	大崎広也	監査委員	今村實
建設課長	佐藤雅寛	監査事務局長	松澤武夫
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		
特別養護老人 ホーム施設長	桂川実		

1. 会議録署名議員

9番	松岡安次		
10番	池田實		

1. 会期

12月12日から12月14日までの3日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(18.12.12)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告書
第3		会期の決定
第4		諸般報告
第5		例月出納検査報告
第6	陳情第3号	「お供山」に道路をつけることについての陳情書（総務常任委員会審査報告）
第7	認定第3号	平成17年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成17年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成17年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成17年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成17年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第8		一般質問

厚岸町議会 第4回定例会

平成18年12月12日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。

- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、松岡議員、10番、池田議員を指名いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。

- 松岡委員長 去る12月8日、議会運営委員会を開会し、第4回定例会の議事運営について協議したので、その内容について報告いたします。
議会に対する報告については、議長より諸般報告及び例月出納検査報告が予定されております。
各委員会からの提出案件については、陳情第3号に係る審査報告書並びに平成17年度各会計決算審査報告書、町内所管事務調査報告書及び閉会中の継続審査申し出書が予定されております。
次に、議会提出の案件についてであります。発議案につきましては厚岸町議会議員の定数を定める条例の一部改正条例が、また意見書案については、地方自治体財政の充実・強化を求める要望意見書外2件が提出されております。これらの議案はそれぞれ本会議において審査することにいたします。
次に、町長提案の議案についてであります。議案第113号から議案第122号のうち、議案第114号については、議長を除く17名の委員で構成する議案審査特別委員会を設置の上、会期中に審査いたします。その他の議案については、すべて本会議において審査することといたします。
議案第123号から議案第129号の補正予算については、同じく17名の委員による平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定いたしました。
次に、本定例会に通告のあった一般質問者は9名であります。
最後に、会期についてであります。本日12月12日より14日までの3日間とすることに決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期はただいまの議会運営委員会報告書にありますように、本日12日から14日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12日から14日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（稲井議員） 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成18年9月13日開会の第3回定例会終了後から本日までの議会の動向は、おむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、11月22日に東京で行われた第50回町村議会議長全国大会並びに第31回豪雪地帯町村議会議長全国大会に私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（稲井議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 日程第6、陳情第3号 「御供山」に道路をつけることについての陳情書を議題といたします。

本件につきましては、平成18年9月13日開会の第3回定例会において総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求められていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

8番、音喜多委員長。

- 音喜多委員長 陳情第3号の審査結果について報告させていただきます。

付議された事件は、陳情第3号 「御供山」に道路をつけることについての陳情書であります。

審査結果については、平成18年9月13日第3回定例会において付託された本件について、同年10月13日、10月25日、11月15日及び11月27日に本委員会を開会し、現地調査を実施の上、理事者から詳細な説明を受け、かつ各委員の質疑を行い、慎重に審査した結果、不採択とすべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上で審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

委員長の報告は不採択であります。

厚岸町議会会議規則第81条の規定により、起立による表決を行います。

休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時09分再開

- 議長（稲井議員） 再開いたします。

陳情第3号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（稲井議員） 起立ございません。

よって、陳情第3号 「御供山」に道路をつけることについての陳情書は不採択と決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第7、認定第3号 平成17年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本7件の審査につきましては、平成17年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

12番、谷口委員長。

- 谷口委員長 各会計決算審査特別委員会の報告を行います。

平成18年11月24日第4回臨時会において平成17年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第3号 平成17年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7件の審査につきましては、12月6日、本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

- 議長（稲井議員） まず、認定第3号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成17年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号についてお諮りします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号についてお諮りします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成17年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号についてお諮りします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成17年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号についてお諮りします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成17年度厚岸町下水道事業会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号についてお諮りします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号についてお諮りします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

- 議長（稲井議員） 日程第8、これより一般質問を行います。

質問は通告順に行っていただきます。

なお、一般質問の時間は、厚岸町議会会議運用内規64の規定どおり答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間

内におさまるよう努めていただきたいと思います。

初めに、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番、南谷議員。

- 南谷議員 第4回定例会に当たりまして、さきに提出をしてあります質問通告書に基づき2点質問をいたします。

初めに、国からの税源移譲について伺います。

町報あっけし12月号に、平成19年からの税源移譲について記載がありました。「あなたの住民税が変わります」と銘打って、地方でできることは地方でという方針のもと、地方分権を積極的に進めていく三位一体改革の柱となる所得税と住民税の税率を変えることで、国から3兆円地方自治体へ移譲する税源移譲が平成19年度から実施されることとなり、その内容が詳しく記載されております。いち早い町民への情報開示、さすがと感服をしておったところでございます。

そこでお尋ねをさせていただくんですが、この移譲で厚岸町の税収はどのようになるのかお伺いをいたします。

2点目に、町の財政に対する影響はどのようになるのか。

3点目としては、町民への影響でございます。実質、町民は増税とならないのでしょうか。若干この辺は疑問に思うところがありますので、この辺の関係についてお尋ねをさせていただきます。

次に、療養病床の転換に伴う介護基盤整備について質問をいたします。

私は、町民の多くの方から、特老ベッドの増床を望む声をよく耳にいたします。今後、厚岸町もますます高齢化が進むという判断をしておりますし、厚岸町の特老のベッド数は町民の要望とかけ離れているのではないかと思います。何とかならないものなのかなと考えておりましたところ、先般11月28日、第2回介護保険制度等調査特別委員会で、介護療養病床の再編案について説明を受けさせていただきました。そこで、この説明を踏まえてお尋ねをさせていただきます。

第1点目でございますが、国の方針はどこまで示されておるのか。

2点目、特別養護老人ホーム心和園と町立厚岸病院療養病床における現状と将来の見通しでございますが、アとして待機者の現状、イとして利用実態についてお尋ねをさせていただきます。

3点目、転換に向けて厚岸町の取り組みとその方向性でございます。北海道の実施した療養病床実態調査に厚岸町はどのような転換方針を回答されたのか、お伺いをするものでございます。

4点目、冒頭に申しましたが、特老に入所する利用者というんですが、皆さんの利用者ニーズは大変大きなものがあると思います。果たしてこのニーズはかなえられておるのでしょうか。アとして、心和園の増床には本当に大きな期待があります。見通しはどのようなものなのでしょうか、お尋ねするものでございます。イとして、転換策を実施したときの町民の負担がどのようになるのかお尋ねをし、第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

3番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の国からの税源移譲について、まず、厚岸町の税収はどのようになるのかのお尋ねでございますが、国が進めている三位一体の改革で、国庫補助負担金の削減との組み合わせの中で実施される税源移譲が平成19年度から実施されるところでありますが、これは、所得税及び個人住民税の税率構造を改正し、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を行うという内容のものであります。

具体的には、現行の3段階に分かれている個人住民税の税率を一律10%の比例税率構造とし、所得税の現行税率の4段階を6段階に改正し、税源移譲前後で所得税と個人住民税での負担が変わらないよう、地方への税源移譲を行うというものであります。これにより、厚岸町の個人住民税に係る税源移譲額は、総務省の試算で9,041万1,000円と推計されているところであります。

次に、町の財政に対する影響についてのご質問であります。平成18年度までは、本格的な税源移譲までの暫定的な措置として、平成16年度から所得譲与税により措置されてきました。平成19年度からは、この所得譲与税制度が廃止となり、前段述べました税源移譲分の個人住民税としての町税が増額となるところであります。また普通交付税については、町税及び所得譲与税が基準財政収入額として算入されていることから、所得譲与税算入分は皆減、かわって町税の増額分の一定割合が歳入増となり、普通交付税の基準財政需要額から差し引かれることから、概算ではあります。別途配付資料のとおり、町民税、所得譲与税、普通交付税における税源移譲後のトータルでは2,260万5,000円の増になると試算したところであります。

次に、町民への影響についてのご質問であります。先ほど申し上げましたように、今回の税源移譲に係る税制改正は、所得税と個人住民税の税率構造を変えることにより、その合計が増額にならない改正内容となっており、納税者個々の税負担は変わらないこととなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続いて、2点目の療養病床の転換に伴う介護基盤整備についてのお尋ねであります。ご承知のように、国は、全国の医療療養病床25万床と介護療養病床13万床を再編し、平成24年3月で介護療養病床を廃止の上、医療療養病床に一本化して全体を15万床とする目標値を示し、その転換先を老人保健施設や老人福祉施設に移行するとしています。そのための財政的な転換支援措置の創設や、経過的な人員配置基準や施設基準についても緩和策を講ずるとされていますが、具体的な転換手法については全貌が示されている段階にはなく、国は今年度中に地域ケア整備指針を示すとの情報であり、順次方向性が明らかにされるものと考えております。

次に、現在の特別養護老人ホーム心和園であります。50人が入所利用されており、満床状態が続いています。直近の利用状況は要介護5認定者が20名、要介護4認定者が15名であり、介護度の重度認定者が7割以上の実態にあります。心和園の空床待ち状況は町内の希望者が68名、町外からの希望者が11名であり、合わせて79名が待機の実態にあります。

一方、町立病院療養病床は、11月末日現在で医療療養病床が20人、介護療養病床が16人の利用であり、基本的に長期療養者の受け入れは行っておらず、個室を中心にあきがありますが、これは、緊急対応のショートステイや、一般病棟との在宅に向けた入院区分調整などによる空き病床の確保が必要とされるためであります。このような状況下で、北海道は北海道地域ケア整備構想の検討に着手し、11月に療養病床実態調査が実施されています。

現在、町立厚岸病院には医療療養病床23床、介護療養病床19床がございます。厚岸町としては、現時点での判断として、最少の経費で現在の医療介護基盤を維持する立場から、療養病床42床のうち医療療養病床は12床とし、残り30床は老人保健施設へ転換を図りたいとの回答を行ったところでありますが、具体的な国の方向性が示された後に変更も可能とされていることから、今後、北海道との調整を進めてまいりたいと考えております。

さらには、心和園の増床要望については、今回の療養病床転換先の一つとして、心和園の増床の可能性についても選択肢に入れて検討いたしました。多額の増床費用や増床後に配置する職員の人件費など、現在の厳しい町財政の現実の中で財源を確保することは大変困難な状況であり、将来における検討課題としております。

また、転換策を実施したときの町民負担については、今後の増改築を進めるに当たっては個室化しなければなりません。そのため、介護報酬基準においても、現在の多床室からユニット型個室や準個室等の態様によって介護報酬が増加するところであります。しかしながら、介護報酬は少なくとも3年ごとに改定される状況にあり、現時点で確たる影響額をお示しすることは難しいものがありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 再質問をさせていただきます。

まず、税源移譲の関係についてお伺いをいたします。

先ほどの町長の答弁で、総務省の試算でございますが、厚岸町に当てはめると、町財政の増収分でございますが、9,041万1,000円の推計とのことでございますが、この9,041万1,000円は実額ととらえてよろしいのでしょうか。と申しますのは、税源移譲されると、町税の方が増額になるという理解をしております。私は、徴収率が影響してしまうのではないのかなと考えますが、いかがですか。実際に町の収入になる税収額としては本当のところどのように数字がなるのかなと、ただいまの答弁よりも下がってしまうのではないのかなと、このような判断をしております。

2点目でございます。

町の財政に対する影響でございますけれども、いただいた資料を見せていただいたんですけれども、厚岸町の税収状況と町財政に対する影響をあわせて示していただきました。2つ要求したんですけれども、表裏一体のものでございますから、なるほどなと思っております。しかしながら、この資料なんですけれども、私のレベルではちょっと理解し得ないところもあります。そこをお願いをするんですけれども、平成18年度まで所

得譲与税措置されてきたものが平成19年度から廃止されるということですね。この資料を見ますと交付税が増額となっておりますけれども、この仕組み、さらには、町全体に対する影響額を2,260万5,000円と試算をしております。この数字につきましてももう少し詳しい説明を求めます。

3点目でございます。町民への影響についてお尋ねをさせていただきます。

答弁では、所得税と個人住民税の税率を変えることでその合計が増額にならない改正であり、納税者、町民の皆さんの税金は変わらないという説明でございました。本当にそうでしょうか。例えば課税所得でございますがゼロで、住民税のみが課税されていた人は、私は、住民税が上がりますから、個人差もあるんですけれども、むしろ上がってしまうのではないかなど、実質。住民税の調整控除をするということもちろっと資料には書いてあったんですけれども、従来というより今、課税所得がゼロの方で住民税だけ加算されるような人、いろいろケースがあると思うんですけれども、私は、個人によっていろいろ差が出てしまうのではないかなど。と申しますのは、私の推測でございますが、この算式は国全体レベルでは確かに同一になると思うんです。ですけれども、自治体や個人に行った場合、試算をされる場合、誤差が出てしまうのではないか。そうしますと町民の皆さんは、その人によりまして、所得税は下がったけれども、住民税、町に払うお金が上がったという認識に立ってしまうのではないかなど、このようにとらえておりますが、いかがでしょうか。

次に、療養病床の転換に伴う介護基盤整備についてお伺いをいたします。

町の転換方針についてのお考えを聞かせていただきましたが、既に立案されている第3期厚岸町高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画、計画期間が平成18年4月から平成21年3月まで。この第3期厚岸町高齢者保健福祉計画の資料でございますけれども、これは今年いただいた計画書でございます。そして先般、11月に介護療養病床の再編について、この資料の計画が再度出てまいりました。そうしますと、まずは年次の関係、そしてこの2つの計画の整合性、先に出された長期計画と今回の国から出された計画との差異というんですか、整合性についてどのようになっておるのかお聞きをするものでございます。

さらには、再編案でございますけれども、現在、特老のベッド数50床が、平成20年までに多床室に44床と3ユニット36床で30床の増と、最終的には特老の方は80床になりますよ。そして町立病院の関係でございますが、受け入れ態勢ですけれども、現状のベッド数と総体的には変わらないんですけれども、今まで3カ月であったものが6カ月まで診られる病床がふえて、この病床が30床、そして医療療養型が12床の42床という数字には変わりはないんですと、こういうことですね。ですけれども、利用者の皆さんにすると、長くいられるベッドがふえて、そのことでむしろ町民の皆さんに理解をしていただけるという理解をさせていただいたんです。今日の厚岸町の財政状況等を考慮した施策というんですか、現況から判断して、財源的なことも考慮するとこのような施設づくりをして取り組んでいくという回答をなされた、そういうふうに理解をさせていただいたんです。

そこで、お尋ねをさせていただくんですけれども、現状と再編案を比較いたしまして、運営費は、病院、特老でおのおのどのようになりますか。また、それぞれの施設が運営

した場合、町の財政にそれぞれがどのように一般会計に影響してくるのか、この辺についてお尋ねをさせていただきます。

2点目に、利用者の負担でございます。先ほどの答弁では、国レベルでも今後というお話でございますけれども、少なからず過去の事例を見ても、粛々答弁をすると実施をされてくるのが通例でございます。そこでお尋ねをさせていただくんですけれども、病院と特老は再編案ではどのように利用者の負担がなっていくのか。現状も含めて、アウトの数字になると思うんですけれども、この辺の個人負担というものがどうなるのか、お聞きをさせていただきたいと思います。

3点目に、町民の皆さんはもっと特老の増床を切望されております。今回の再編案でより多くの増床を図れなかった課題や問題点につきましてお尋ねをさせていただき、再質問といたします。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げたいと思います。

まず1点目の、資料にございます税源移譲後の9,041万1,000円につきましてはいわゆる実額なのかということでございます。これにつきましては、総務省試算数値をそのままここに掲載して資料として作成させていただいております。議員ご指摘のとおり、これは簡単に申し上げますと調定額そのものでございます。これに収納率、いわゆる厚岸町の収納率が当然かかりまして実際の収入額になるということになります。当初予算ベースで申し上げますと、現年課税分につきましては96%の収納率を当初予算で計上させていただいております。この96%を当てはめますと8,679万4,000円ほどになります。したがって、9,041万円全額が町の歳入とはならず、収入未済金が361万円ほど生じるというふうに考えられるかと思っております。

それから2点目、この資料につきましてのいわゆる相関関係といえますか、詳しい説明ということでございますけれども、お手元の資料のまず町民税のところの9,041万1,000円につきましては、議員ご承知のとおり、交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足分が交付税として交付されるところでございます。その基準財政収入額に算入される部分の法定普通税につきましては、基準税率の75%が基準財政需要額として算入されます。したがって、9,041万1,000円に75%がかかったものが基準財政需要額となることから、75%を掛けますと6,780万8,000円となるところでございます。

それから、所得譲与税につきましては、去る平成18年3月に法律が改正されて、平成19年度以降廃止されるということになってございます。したがって、所得譲与税として交付された額は基準財政収入額に100%算入されているところでございます。したがって差額がございません。その8,376万8,000円の実額の交付額と基準財政収入額に算入された額が、8,376万8,000円と同額でございます。この差額が、先ほどの町民税の75%に相当する額6,780万8,000円の差額が1,596万2,000円、交付税のところの欄の1,596万2,000円となるところでございます。これのプラスマイナスをしていきますと、結果として2,260万5,000円の増になるという計算になるところでございます。

ただし、これはあくまでも平成18年度の交付税のベースをもとに単純計算をしてございます。ご存じのとおり、近年報道等がございまして、今後の交付税につきましてもいろいろな報道がされております。単純計算ではこのようになりますが、交付総額につきましては、今後いろいろな不透明さがあることをご了解いただきたいと思います。

それから、住民税が上がるのではないかとというご質問でございます。確かに、国、財務省がこの税源移譲についていろいろ法改正、それから総務省も含めてやられてきたところでございます。すべての説明会においては、所得税と地方税において相互に増減をするのであって、税の個人負担は変わらないということを強調してございます。

議員ご指摘のとおり、差が出てくるのではないかとということでございます。特に段階でいいますと、改正前の所得税の10%と個人住民税の5%が逆転してございます。この逆転している数字につきましては、単純に所得税を5%に下げて住民税が一律10%になったことによって、プラス・マイナス・ゼロになるのではないかとということではありますが、ご案内のとおり、所得税と個人住民税には人的控除の差額がございまして、簡単にいいますと、基礎控除が所得税では38万円、住民税では33万円、ここで単純に5万円の差が出てまいります。一般的な例を申し上げますと、夫婦子供2人で33万円の差が出てきます。これにつきましては、所得税率が5%に下がって住民税率が10%に上がっただけでは調整がし切れません。住民税がふえることとなります。それを回避するために調整控除というものが設けられているところでございます。

ただし、これは計算上そのようになるということであって、議員ご指摘の、町民の方が住民税として納税する際に増額になるのではないかとということにつきましては、確かにそのとおりでございます。ただし増税ではない。所得税と国税を合わせて変化がない、同額であるということからすると増税ではありませんが、個人住民税で考えますと増額になるということは、議員ご指摘のとおりであるというところでございます。

以上、3点についてご答弁させていただきました。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 介護基盤の整備に関連いたしますご質問についてお答えをさせていただきますと思います。

第3期計画との整合性の問題でございます。実は第3期計画をつくり出す段階で、国の方から施設・居住系サービス利用者数の参酌標準というものが示されるわけでございます。これが37%ということで示されておまして、厚岸町は、今の水準でこの参酌標準を満たしている状況でございます。その後この療養病床の再編という考え方が出てまいりまして、国の方は、平成20年度までは現在の参酌標準を変えないというふうにしておりますし、また平成21年度以降の参酌標準の考え方についても現在のところ示していないという状況でございます。したがって、37%枠を超えて具体的に施設転換をしていく場合どのようにしていくのか。この部分については、北海道との調整の過程の中で、いろいろと協議になってくるのかなという認識を持っているところでございます。そういうことで、私どものとらえ方としては、この参酌標準が大きな問題になるのかなというような認識を持っておるところでございます。

続きまして、2点目の町財政あるいは運営費、利用者負担等々の関係でございますが、私の方からは町財政の負担の部分につきまして、大変大ざっぱな数字でございますがお答えをさせていただきまして、それぞれ事業所ごとの運営費等々の収支状況については事業所担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

一般会計への影響でございますが、心和園の増床ということが一番大きな問題になるのかなというところをいっているところでございますが、増床をいたすとしますと5億4,000万円程度の増築費用が必要だと。この工事費の約80%に当たる4億4,000万円を起債対象としなければ、財源手当てが不可能ということになります。この財源を手当てできたと仮定をしますと、問題点としては起債残高を増加させるということがございます。あわせて、現在の借入条件での試算という形になりますけれども、後年度負担という点では、最初の3年間は550万円の元利償還であります。その後10年間は4,400万円を負担していかなければならない、さらにその後の8年間は1,700万円の元利償還を必要とするということで、一般会計への影響はかなり大きなものがあるというふうに思っております。

また、病院事業会計、それから介護サービス事業特別会計それぞれで介護事業の部分で黒字化を図るとということにつきましては、なかなか難しいものがあると思われまして、赤字補填額としての部分が、それぞれ一般会計からの繰入対応になるのかなというふうに考えられるところがございます。

さらには、介護保険特別会計におきましても、介護報酬の12.5%を一般会計から義務的負担分として入れていただく、そういう仕組みになっておりますので、大変大ざっぱなんです。年間1億円程度の介護報酬増ということになりますと、1,250万円が今のベースから増加をするのかなというふうな見方をしております。

それから、特老を求めているが、できない問題点は何なのかということでございます。課題といたしましては、国が進めようとしております特別養護老人ホーム、それから老健等々の施設系のユニット化、これに伴っての個室化というのが財政的にも大変厳しい足かせになるところでございます。そういうところが増築財源の捻出を難しいことにしている原因かなと思っておりますし、また、国の方では有利な補助制度や起債制度というものが用意されていない、これも大きな問題であろうと思っております。

また、ユニット化した場合、人員の配置を現在よりも手厚くしなければなりません。そういう点で、人件費の捻出、それから職員の配置計画の見直し、こういうところにつきましても考慮していかなければならない部分がございます。

加えまして、先ほどの参酌標準の問題も避けて通れないところがございます。老人ホームの定員変更につきましては釧路圏域での調整が必要になってまいります。釧路圏域入所定員予定総数の範囲内で厚岸町にこのベッド数を承認しますというような手続が必要になってまいります。この段階で既に37%にある厚岸町の現状からいいますと、今の参酌標準を超えてベッド数を認めてもらえるのかどうなのか、そこら辺の問題もございます。そういう点では、平成20年度に見直しを予定しております第4期の介護保険事業計画以降に、具体的に計画書に書き込まれることも必要でございます。そうしますと順序としまして、北海道ほか各方面のご理解をいただくことも避けて通れない問題になってまいります。このように幾つかのハードルを乗り越える必要がありますので、そ

ういう点でのご理解を賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私の方から、施設運営の状況についてまずお話をさせていただきたいと思いますが、病院の介護療養施設につきましては、特老に入る前の軽度、中度、一部重度も扱っておりますけれども、そういう観点で病院としては整理をしているという状況であります。

それで、療養病床の関係の収入でございますけれども、平成17年度について満床、介護度4として考えれば、1億7,800万円程度の収入は居住費、食費を含まれる中であるわけでございますけれども、平成18年度においては、満床でこの介護度4を取り扱ったといたしますと1億6,900万円と、約900万円の減になる。さらに、今議論されております老健施設に移行の場合は、それが1億6,400万円、これは介護度別で差がありますけれども、あくまで介護度4を基本とした中で病床を転換した場合、約500万円のマイナスになるというような状況であります。ですから、現在から考えると、老人保健施設に移行した場合については500万円の減収になるというのが収入の段階の状況であります。

また逆に、今回の老健施設に移行の場合について、実は人員関係の軽減措置がされてくる。ただ、その軽減措置の中で介護がやっていけるのかどうかということ、我々はまだ疑問であります。ですけれども、今の人数から看護師でいうと3人が必要でなくなる、さらに助手でいうと6人が要らなくなる、そういう計算上の数字はあります。そうすると、介護補助員については大体1,500万円、さらには今常勤の看護師の中堅どころを含めていきますと2,100万円という数字が出てまいります。そういう形でいきますと、単純計算で費用が3,600万円ほど減ることになりますけれども、これは今言われている介護報酬単価でありますから、これは3年に1回、含めてマイナスにされているという状況にあります。そういうことから考えると非常に難しい、経費だけで考えるとなかなか難しい部分があるのかなと思っております。

また、常勤職員について、今年齢的にもまだ退職にこの四、五年の中でのなる方はおりませんので、違うところでこの職員を使っていかなければならないということになりますと、病院全体の収支からすると、この看護師の3名も、マイナスというのは計算上出てまいりますけれども、果たしてそうなのかということは、別の考え方になるのかなと思っております。いずれにいたしましても、看護補助員については委託事業でございますから、これらについての削減はできますけれども、そういう状況になっているということはありません。

軽減措置の中できちんと運営をすれば、プラスに転じるというのは国が言われていることでありまして、これに向けて我々といたしましては検討し、体制を考えているところであります。ただ、この30床、12床もあくまで調査に対する我々の意向でありまして、これをすべて国がいいと言うかどうかということはまだ未定でありますので、収支の関係については、これらのことがすべて決まった段階で、もう少しシビアに数値を検討しなければいけないことなのかなと思っております。

それと、老健施設について言わせていただきますと、現在、低所得者と言われている

方の老健施設は5万7,210円という一律単価であります。さらに、一般では8万4,510円、これが1カ月の居住費、食費を含む個人負担の金額であります。そういうことからすると、今まで入っている方々についての負担は、医療型でいうと区分1から区分3までありますけれども、低所得者であれば4万3,500円から5万1,000円、それが5万7,210円になると。さらに、介護型に入っている方については6万3,690円いただいていますからこれは下がるという、5万7,210円になりますから下がる形になります。基本的には、この医療区分と介護型によって単価が異なっておりますけれども、医療型に入っている方については押しなべて個人負担は上がると。今、介護型に入っている方については若干下がるというのが個人負担の状況です。この単価も実は今の単価でありまして、24年4月に移行するときこのことがどうなのかということとは不透明であります。

以上であります。

●議長（稲井議員） 特老施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） 心和園の状況についてご説明させていただきます。

心和園でユニット化になった場合につきましては、歳入では約3億5,200万円、歳出では3億5,800万円になるかと思えます。平成17年度決算から比べますと1,400万円以上の増額にはなるんですが、何分やはり看護師並びに管理人の人件費が倍近くなるということになりまして、総額では差し引き600万円ぐらいの減になろうかというふうに試算しております。

また、個人負担なんですが、現在、介護度5の方を想定しますと約5万7,000円毎月納めているんですが、これがユニット化になることによりまして約9万7,000円程度になる、4万円ほどアップになるというふうな試算をしております。

以上です。

●議長（稲井議員） 税財政課長、答弁漏れがございます。

●税財政課長（佐藤課長） 時間がありませんので簡単にご説明申し上げます。

答弁漏れがございました。個人試算によって増税となる納税者がいるのではないかとこの部分について答弁をさせていただきます。

確かに、個人差、所得の内容によっては、給与所得者の方ばかりではございませんで、変動がございまして増税となる方がございます。ただし、これにつきましては、平成19年度分の住民税のみでございしますが、調整をする制度が経過措置として設けられておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 3番、残り時間は13分ございます。

●南谷議員 ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

まず、税制改正でございます。時間もないので、1点に絞らせていただきたいと思います。

いろいろ詳しく説明をいただいたんですけども、町報あつけしで一度周知をしていただいた。ですけども、支払う窓口というんですか、所得税と町民税を払う場所が違います。それから、最終的には同じような数字になるにしても、それぞれが違うから負担率が違ってくる。そうすると、町民の皆さんは税に対して、町税がふえたのではないかという錯覚に陥るのではないのかなど。この辺について、やはりしっかりと厚岸町としても、町報あつけしに記載はありましたけれども、この周知方法についての考え方を再度ご答弁いただきたいと思います。

それから、2点目の再編計画でございます。いろいろと詳しい説明をいただきました。国で動きが出てきている、そのことによって厚岸町も取り組みをしていかれる、このことは大切なことだと思います。ですけども、物事を国発でいくんですが、国が発で動き出して法律が決まった、建物もふえていくんですが、歳入と歳出の関係についていまいち、事業を取り組んでいく上で合う合わないは別にしても、数字の組み立てというんですか、人件費を含めて運営費、そして個人負担の皆さんにどうなるんだということは、その時点でなければ非常に予測の立てにくいものだと思いますけれども、やはりしっかりそういう推計を出して事業をしていかなければならない時代にあると思います。この辺も、いずれ取り組まれるときにはもっとしっかりしたものを出して取り組んでいただきたい。

そこで、最後に質問させていただくんですけども、やはり私は、今回このような措置をされるんですが、町民には非常に強い特老に対する思いというんですか、増床の思いがあると思いますし、感じます。この辺の方向性についてご答弁を求め、3回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど来からお話のございましたとおり、所得税、個人住民税の総額は変わらないわけでありまして。しかしながら、所得税は新税率の適用が始まりますのが来年1月、一方、住民税は新税率が適用されるのは来年6月なんです。そういう違いがありますので、これも一つの迷いといいたし、いろいろな面で不便をするときがあるのではなかろうかと思っておりますし、さらに加えて、同時期に定率減税分が全廃されます。そういうもろもろのことを考えますと、納税者から見ると、特に住民税は増税だという誤解を招くようなこともあり得るのではなかろうかと心配をいたしておるところでございます。

そういう意味におきまして、今後円滑な実施を図るべく、さらなるPRまたは住民に対する周知徹底を図っていかねばならないと思っておりますが、国・北海道においても、市町村ともども誤解のないようにPRというものに努めていこうということになっておりますので、町といたしましても積極的に公平な税の収納についてのPRを行ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

さらにはまた療養病床の再編の件であります、療養病床は、厚岸町の高齢者の方々

の医療、介護サービスを支える重要な役割を担っております。その中での再編、平成23年度末までに再編を行うというものでありますが、先ほど担当課長からお話ございましたとおり、私といたしましても、公約等もあり、この再編に当たってのいろいろな協議をさせていただきました。しかしながら、今日の厚岸町の財政状況を見ます場合には、やはり老人保健施設をまず行うことが、療養病床にかわる老人対策に相なるのではなかろうかという考えに立っております。私の公約といたしますのは、現在の心和園についての50床を80床にいたしたい、こういう考えに立っております中で、心和園の建設に関する補助制度が大きく変わってしまったという財政的な問題もあるわけではありますが、私といたしましては、第1回目の答弁でもいたしましたけれども、今後の増床については検討課題として、施策として考えてまいりたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で南谷議員の一般質問を終わります。

次に、15番、佐齋議員の一般質問を行います。

15番、佐齋議員。

●佐齋議員 私は、第4回定例会に当たりまして、さきに通告してありました3点5項目について質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目といたしまして、町職員の福利厚生についてでございます。

イといたしまして、町職員の病気などによる長期休暇の規定はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

ロといたしまして、現在長期休暇をとっている職員は何名ぐらいいるのか。

ハといたしまして、心の病気等にて長期休暇をとっておられる職員のケアはどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

2番目といたしまして、町内の公園管理、清掃の委託についてでございます。町内の公園管理、清掃については、町直営分と自治会等に委託する分があるわけですが、委託分についてどのような指導をされているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから3つ目といたしまして、町融資等の町のあっせん書の取り扱いについてでございますが、町融資等のあっせん書の取り扱いについて、もう少し簡素化にならないかお聞かせいただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、佐齋議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町職員の福利厚生についてのうち、町職員の病気などによる長期休暇の規定はどのようになっているかのご質問でございますが、職員の長期休暇に関しましては、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則により定められており、「公務上の負傷又は疾病」、「結核性疾病」、「その他の負傷又は疾病」の3種類の原因により、それ

それ休暇が承認される期間を規定しております。公務外の一般的な病気における休暇の場合は、勤続年数により90日から180日までの範囲内でその療養に必要と認める期間と定めており、この休暇期間を過ぎてなお療養を要する場合は、職員の分限に関する条例の規定により休職の発令がされ、3年間の休職期間を超えますと免職となります。病気休暇の取得に際しましては、病院の診断書などの証拠書類を添えて、任免権者の承認を得ることになっております。

次に、現在長期休暇をとっている職員は何名ぐらいいるのかとのご質問でございますが、現在ではおりません。

次に、心の病気等にて長期休暇をとっている職員のケア等はどのようにされているのかとのご質問について、お答えします。

近年、高度情報化・複雑化した社会の中でさまざまなストレス要因が満ちあふれ、健康障害が起きやすくなってきていますが、いわゆる心の病もそのあらわれであると言われております。当町においても、過去において、心の病によりやむなく長期休職に入った職員もおりますが、ケアの一つとして、医師の診断時に所属課及び職員担当の管理職員が同行し、病状に対する理解と今後の対応等について当該職員と共有するとともに、職場への復帰に向け話を十分聞くことを行っているほか、職場への復帰に向けては、担当医師の意見を聞いた上で、所属課と連携を図りながら、無理のかからない出勤方法を検討するなどの対応に当たっております。

続いて、2点目の町内の公園管理、清掃の委託について、町直営分と委託分とあるが委託分はどのような指導がされているのかとのご質問ですが、ご質問の委託分の公園については、地域に設置されている児童公園などの公園についてということでありまして、この範囲でお答えします。

現在、地域運営の公園は、光栄地区、住の江山の手地区、宮園中央地区の3カ所であります。光栄、住の江山の手地区の2カ所は町有地の利用であり、宮園中央地区は旧国鉄所有地を無償で借り受けて利用しております。

公園の管理に当たっては、自治会運営の公園という位置づけで、平成16年度までは公園管理補助として年間4万円の補助金を交付しておりました。現在、直営管理している児童公園は、平成17年度から歳出削減対策の一つということで草刈り業務を直営に切りかえ、自治会への委託金を廃止したわけですが、これにあわせて、地域運営の公園管理補助の廃止をさせていただきました。この時点で、地域運営の公園の草刈りについては、地域の公園管理運営の中で続けていただけるようお話をさせていただき、現在も地域管理の中で管理されてきております。

続いて、3点目の町融資などの町のあっせん書の取り扱いについて簡素化にならないのかとのご質問にお答えいたします。

厚岸町中小企業融資での申請手順では、厚岸町商工会に申し込みをし、次に厚岸町に公納金などの収納確認が行われ、滞納等がなければ、商工会があっせん書を発行することになっております。

具体的には、あっせん書をもらうに当たっての資格として、厚岸町の公納金の収納確認が必須条件となり、町税、水道料、使用料及び手数料等納入状況調書に申請者が記名捺印された書面が提出され、関係各課合議の上、一両日のうちに結果が報告されている

状況であります。これは小規模商工業者設備近代化資金についても同じであります。

したがって、今のところ現行以上の改善は難しいと思われまますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 15番。

- 佐齋議員 町職員の福利厚生についてでございますけれども、この規定に皆が関心を持ったのは、先日テレビでいろいろ報道のありました奈良県の職員の問題から、私も余り関心がなかったんですけれども、あれ見てからやはり関心を持って、国民の皆さんがそういう感じになられたのではないかと思うんです。

先日、小松議員さんに聞いたら道の方もこれ、厚岸町の場合は、3年間休職期間を超えますと免職になりますと書いてあるんですね。北海道の場合は、再度違う病気が出されると、またそれから90日の3年間休職できるということでもって、道としても、条例を改正してというような話をされておりました。厚岸町を見ましたら、これは免職になっています。例えば違う病気になった場合は、やはり奈良県と同じく新たになるんですか。同じ病気でもってなった場合は3年間で免職ということなんですね。そういう理解をしていいですね。

それから、現在は長期休暇の人はいないということですね。こういう文書があるんですけども、ちょっと聞いたら、休職中の者が、現在自宅療養中で退職間近の人が1名いるという文書があるんです。それから、通院加療中の方が4名というのがあるんです。これははっきりわからないですよ。全員が大体30代の男性職員だというような文書があったものですから、その辺をもう一回確認したいと思います。

それから、心の病気等について、これは通称うつ病というんですか、これは環境やいろいろなことでもって、本人の気の弱さもあるでしょうけれども、先日、私も身内でそういうのがあったものですから、北大の精神科の先生とちょっとお話しして、うつの人について聞いてみたんです。そうしたら簡単なんです。これは脳の風邪だというんです。だから風邪というのは静養していると治るでしょう。だから、心配する、そんなふうに深く考えることはないと言うんです。ただ聞いておると、一番気をつけなければならないのは周りの環境だというんです。だから、本人に対しては、頑張れだとかしっかりせいよと言うことは絶対禁句だというんです。

それとまた、本人に自分が病気だという意識を持ってもらわなければ困ってしまうんだと。よく精神科にかかりますから、精神科へ行った場合には、自分は軽い病気だと思っていると。精神科にはいろいろな方がおりますね。そうすると、何でおれがこんな病院にいるんだという感じを持って、自分の病気を忘れてしまって治療する気がなくなるんです。これは長期に医者にかかって薬をちゃんと飲まないで、簡単な病気であっても風邪と同じで、こじらせたら大変らしいです。だから、本人の意識と周りが。

それとあと、民間の大手の企業になりますと、ちゃんとプロジェクトを組んでいるのが多いんですね、心の病には。今の子は気が弱いのか、育て方が弱いのか、ちょっとするとすぐうつになって会社を休むということで、会社自体が優秀な人材を採用しても

いなくなると困るものですから、そういうプロジェクトを組んできちんとケアをする。半年なら半年きちんと休暇をさせて、それで治らない限り来させないというような、そういうことをやっておられるんです。

実際に治った方もいました。本当にあの病気にかかる前は何だったんだというくらいに、完全に治って復帰している人もおります。だから、職場のケアが一番大事だということですね。

それから、2番目の公園管理でございます。

これは、直営分はよく職員の方が清掃されてきれいになっております。そして、私はあそこを通るんですが、宮園の公園がでございます。前にちょっと担当に聞いたら、もう掃除されたという、私が一般質問を出した後に聞いたものですから、管理、掃除がきれいにされてあります。ただ、あそこを通るたびに、最近あそこに遊具があります、100万円ぐらいかけた遊具。せっかく遊具をつくっておきながら、もう雑草だらけでもって全然使えるような状態ではなかった。これは自治会に委託しているから自治会で掃除してもらうんだと。

やはり町費をかけてやっているんですから、職員の方もあそこを通っていると思うんです。その場合、自治会の方に、せっかくこれだけの金をかけてやるんですから、きちんと使える形で掃除しておいてくれと言うくらいの強い姿勢が必要でないかと思うんです。せっかく町費を使っているんですから、そうでなければ撤去しますよと言うぐらいのことがなければ、せっかくつくってただもう置きっ放しということですから、今、町財政が厳しいときですから、その辺をもう一回きちんとお話をさせていただきたいと思えます。

それから、3番目の町融資の取り扱いでございます。これについて、前はたしか、電話で済んだはずなんです。紹介状を持って申し込みに行くと、担当者が役場の商工観光課かどこかに電話をかけて、実はこれだけの申し込みに来ていますけれども町の税金はどうですかと。例えば滞納していますよ、いや納めていますよと。ああそうですか、そうしたらいいですねと出したんです。

これで何か不都合があったんですか。これを見るところこういう文書が何枚ですか。これだけの文書に判こを押さなければならない。ちょっと私は時代おくれだと思うんです。今、全部各課にパソコンがあってボタン一つでぱっと出る時代に、こんなものを各課に配って判こを4つも押したって、課長が18個も判こを押すんです。何か時代おくれな昔のやり方ではないかと思うんです。そうでなければ、あとは自主申告させるなり、聞きますと、個人のプライバシーの問題があるから勝手に見られないんだというのであれば、本人承諾書みたいなものを書かせるなりした方がいいんじゃないかと思うんです。これが回るとかえって、書くときにみんな見るんじゃないですか、逆に。こういうむだなことはおかしいと思うんです。

先日、改革のことを岩手県の滝沢村という、テレビで皆さん見たと思うんですけれども、村でも5万2,000人いるんです。日本一大きい村が、職員300人です。それで、柳村村長さんと会ったとき、まず役場に行ってみるとびっくりしたのは職員のやる気のなさです。それで書類が上がってくるのに1週間かかるというんです。その担当、係長、課長の中で上がってくるのに1週間かかるんです。こんなばかなことがあるかということで、こ

の人になってから、その役職、係長やら課長やらそういうのを全部廃止したら1日で書類が上がってくると、そういう改革をしたと出ていました。それで職員を採用するにも、公務員の場合永久的に就職できるんだ、退職ないんだという気持ちを持った者は採用しないというんです。そういう村長さんです。

それと、もう一つ村長さんが言っていたことでびっくりしたことは、日中は仕事をしているふりをしているんです。厚岸町はないと思うんです。それで新聞を見てみたら競馬新聞、パチンコ全勝新聞だと。それで本を読んでいるので何の本かといったら今、言葉がちょっとあれですけども、エロ本というんですか、そういうのを読む職員がいるというんです。それで、5時になるとさあ仕事をするかというんです。なぜかといったら、車のローン、住宅のローンの支払いに残業で稼ぐというんです。そういう職員がいたというんです。厚岸町の場合はいないと思いますけれども、それでもって改革しないとだめだということで、よく村でもって調べたら5万2,000人、人口が毎年ふえているんです。日本一、大きい村。この方も11月19日に選挙でもって、3期やってやめたみたいなんです。そういう村もあるということです。

だから、書類ももう少し簡素化して、電話で不都合があったら別ですけども、なければもう少しこの書類を出さなくても、本人に自主申告させるなり、あるいは本人承諾書でもって、中を見てもいいですよというようなことでもってやるような方法をとっていけば、もう少しスムーズにいくんではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、町職員の福利厚生の関係につきましてお答えを申し上げます。

ご質問の休職の関係でございますけれども、おっしゃるとおり、国の方では本年の10月13日でございますけれども人事院規則の改正をいたしまして、同一の病気については3年間の通算で免職にするという方針を打ち出しております。厚岸町も同様の方針でございます。それから、これはあくまでも同一の病気でございます、全く違う症例と申しましょうか、そうした部分についてはそれぞれの症例ごとに判断を行うということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、2つ目の関係でございます。町職員のいわゆるメンタル的な部分での休暇、休職、こういった職員のことでございますけれども、町長の答弁で現在はおりませんというふうにお答えをいたしました。現在はすべて復帰する等の理由によっていないという状況でございますけれども、平成18年、今年の部分で状況を申し上げたいと存じます。

今年に入りましてから、やはりメンタル的なことを原因といたしまして休んだ職員が3名ございます。これは1カ月程度の期間で職場復帰をいたしております。現在、業務についているという状況でございます。それから、実は2年半にわたりまして、この長期メンタルの関係で休職していた職員がございまして、本年9月末をもって、他に自分に合った職を求めたいという理由で退職をいたしております。そういう状況の中で、現在は休職あるいは休暇をとっている職員はいないという状況でございます。

それから対応でございますけれども、おっしゃるとおり、頑張れ、しっかり、これが禁句ということは、そういう専門筋の方からのお話で我々も承知をいたしております。それで、やはり大事なのは通常におきますふだんの業務に当たっている様子だとかを注意しながら、どこかおかしなところがないのか、疲れている様子がないのかという部分でも心配りが大事だというふうにも言われておりますので、私ども全体的な中では、そういった職域、職場において互いに様子を見るというようなことをまず第一に心がけておりますし、発症といたしまししょうか、病院にかかりました折には、先ほど申しましたとおり、本人に療養を勧めますし、それからお医者さんの方がどのような形をとっているのかという部分、我々職場の所属長、責任者とともに医師を訪れてその内容、状況を聞いてくる、あるいは本人がどのように考えているのかもお聞きするという形をとっております。

それから、一たん休みますとなかなか復帰しにくい。それが長期にわたりますと、長期になればなるほど復帰しにくいというような状態がございます、実はその対応といたしましては、休職している期間にならし出勤、これは内規で実施要領を設けまして、少しでも出てこられるような、復帰がしやすいような形をとる。最初は1週間に何時間でもよろしいですよ。それを徐々に徐々にふやして行って復帰を促すという、簡単に言いますとそういうような形でございますけれども、そういったやり方も加えようということで、実は実施要領をつくりまして、そういったような働きかけも行ってきたという状況でございます。そういった部分で対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お話の宮園中央公園でございますが、議員おっしゃられますように、平成14年に自治総合センターの宝くじ還元助成を受けまして、コンビネーション遊具が設置をされているところであります。この助成事業につきましては、一般コミュニティ助成事業ということで、町が実施をするということではなくて、地域主体のコミュニティ事業ということで申請をし、助成枠の範囲内で事業を展開するというものでありまして、設置されました遊具そのものは、町の所有ではなくて自治会の所有として管理をしていくという性格のものであります。

おっしゃられますように、一昨年ごろからどうも管理が悪いということで、私どもも、中央自治会の役員さんの方に適正な管理をお願いしてきたところであります。一昨年は、自治会の役員さんで草取りをするという作業をされておりましたし、昨年は高齢者事業団にお願いして作業をしたということのようでありまして、今年度も他の児童公園の草刈りが始まる時期に、草が伸びていますよというお話もしてきましたけれども、結果として作業がされないまま放置され、この時期まで草がぼうぼうになっているという状況でございました。自治会の方にもお話をして、もう草が伸びるという時期はないんですが、自治会の施設をきちんと管理するということについて、いろいろ見づらいという話もされておりますのでということもお話をさせていただいて、最近になって草を刈ったという、結果としてそういう状況であります。

おっしゃられますように、町の施設ではないにしても、自治会がみずから手を挙げて遊具設置にまでたどり着いた公園でありますし、今の自治会の役員さんは、直接自分の子供たちが小さいとかという世帯構成ではございませんので、児童が少なくなって利用が少なくなった、こんなお話を聞きますけれども、経過として、地域の有志の皆さんが国鉄用地を借りて、しかも当初は有料でお借りをしたそうであります。それで昭和51年から、地域の子供たちの遊び場ということで、町がお借りをして自治会が管理をするという形態をとらせていただいておりますが、そういう古い歴史のある地域の公園でありますから、今、子供たちの遊び場としての利用が少なくなったから、では国鉄さんの方にお返しをするということでもいいのかどうかという問題も、もう少し私どもは、地域の主体性としてどうしたいのかということも含めて、これから高齢化社会でありますから、お年寄りたちが憩える形態の公園ということも含めて、どうしたいのかということも協議をさせていただきながら、公園の適正な管理、それから最終的に存続していくのかどうかということも含めて、もう少し地域と主体的なお話を聞きながら検討していきたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 私の方から、町融資の関係でのあっせんまでの簡素化ということについて答弁させていただきます。

ご質問者が言われましたいろいろな形で判こを押す、公納金を含めて5つぐらいありますけれども、それらに対しては個人情報の保護という観点の中からそういうふうに処置しているもので、判こが要るのは、個人情報を見るよという形のための同意書を本人からいただいているという形でございます。その同意のもとにそれらの個人情報、税であるとか手数料であるとか、そういうものを見せていただくという形になってございまして、それから、それぞれの情報そのものは、税法とかいろいろな制約があつて、勝手に一職員が見るような体制には当然なってございません。個人情報の保護で全部保護されていますので、一係ですべてを見るような情勢にはなっていないことをご理解いただきたいと思っておりますし、今、それぞれの公納金について、各原課直接という形で、それぞれ持ち回る体制ではございません。それぞれの使用料とか税のもとに、その原課にそれぞれ5枚に分けてどんと行ってどんと返ってくるという形の中では、町長の答弁にもありましたように、一両日でその結果が出されるという形でございますので、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 福利厚生については、私は医者ではないですからなかなか難しい問題で、やはり家族が大変だと思うんです。特に職を持っていて子供さんがいる方で一番心配なのは、職場をなくすのではないかということは生活の問題にかかわってきますから、そういうことでもって本人より周りが大変だと思うんです。そういう心配があると思うんです。その辺は、総務課長の話でもきちんとケアをされているということでございますか

ら。

それと、病気についてはよそと同じなんです。同一の病気の場合は3年で打ち切ると、だけれども、例えばほかの病院で診療を受けていた場合には、新たにそれから90日の3年ということになるんですね。これはよそと同じことですね。ただ、これも先ほどの課長の答弁では、別の病院の場合はそこでまた話し合いをすることということで、ある程度きちんと決めるものは決めた方がいいと思うんです、うやむやにしないで。これは同一の病院であれば3年で打ち切りですけれども、例えばほかの診療を受ける場合にはまだ3年延びるということですね。永久的にしたら、奈良県みたいなことで出されたらどんどんいいことになりますね。その辺、きちんと決めるものは決めた方がいいのではないかと。今回こういう問題が出ましたからあれですけれども、ああいうことも出てきますからね。

それと、厚岸町の職場の場合は、心の病、そういう患者がいらないということは大変いいことだと思うんです。それだけ職場が恵まれているのではないかと思います。

それから、公園管理については、さっき課長から答弁がありましたけれども、遊具だって自治会からの要望でつくると思うんです。だからその辺はきちんとつくって、小さい子もいなくなったからもう関係ないわということにならないで、その辺をきちんとさせなければ、つくれ、つくれと言って後は知らぬということでは、これは皆さんの税金ですから、その辺はきちんと指導していただきたい。また、ほかに欲しいところもあると思うんです。それでもなかなか財政的な問題等をつくってもらえないということがあると思うんです。だから、つくってもらったから後は関係ないということではなく、きちんとそれを指導していただきたいと思います。

それから、3点目の町融資でございますけれども、確かに個人情報とかいろいろなのはわかります。ただ、さっき言ったように、今までは電話1本で済んだものが、それが結局こうしなければ不都合があったからこうなったのかどうかわからぬけれども、その辺もう少し、借りる方はある程度余裕を持って借りると思うんです。例えば急遽迫って手形をあした落とすからと、そういうことはないと思うんですけれども、日数がかかると、もし事故があった場合そういう問題もありますから、役所の書類だからつくれと言えはこうなるんですけれども、その辺もう少し、電話ではいかないだろうけれども、例えば本人にわかると思うんです、収納している、していないということは。あとは判こも、本人にこれは見てもいいですよとぼんと判こを押させるなりした方が、判こ一個で済みますから。そういう形で、変えてできるものであればそういう形にしていって方がいいのではないかと思います、その辺はいかがですか。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。詳細にわたっては、足りない部分については担当課長から答弁をさせます。

まず、職員の関係であります。実は、厚岸町の実態については先ほどお話ししましたが、今日、特に我々は釧路管内町村会とお話しする機会が多いわけでありましたが、どの役場におきましても、心の病、精神的な病気が多くなっておるという実態を耳にい

たしております。そういうことを考えますと、厚岸町といたしましては、これから職員の健康管理に十分に心がけていかなければならない、そのように考えておるわけであり
ます。

さらに、宮園中央公園の件であります。今後、公園の管理主体であります自治会とよく話し合ひまして、遊具等も含めてどうするのかお話をしてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

さらにはまた、先ほど第2回目の質問でありましたけれども、職員という立場での、他の職員の姿はこういうことになっているという模範的なお話がなされました。私も町長になりましてからは、町職員の意識改革については強く個人個人にもお願いをしております。また、さきの町職員と町長と語る会においても、私はそのことを強くさらにお願ひをいたしておるわけでごさいます、どうかそういう意味において、行政運営といひますのはこれからは簡素、効率、迅速な運営をしていかなければならない、そして住民の要望にこたえていかなければならない、そういう時代であるという認識も、さらにこれから町職員に訴えてまいりたいと、そのように考えておりますので、その点もご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

まず、3カ月の休職期間の考え方、基本的には、先ほど申しましたけれども、全く病気の違うものを発症したという場合については、やはり別のものとして考えるという考え方で来ております。休職発令につきましては、条例、規則、規程の中に定まっております、これに基づいて行うわけでごさいますけれども、少なくとも医師の診断、それも複数の医師の診断、こういったものをもって任命権者が必要かどうかという判断をした上で行うということになってございしますので、この休職発令についての適正化という部分につきましては十分配慮しながら運用をしてみたい、このように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひますし、奈良県の場合につきましては、こういった規定、こういったものによって適正な管理をしていなかった結果であろうと、このように私どもはとらえている状況でごさいますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 町融資の関係でお答え申し上げます。

今質問者が言われたとおり、不都合があった上で現在の形になっているということをご理解いただきたいと思ひますし、よしんば本人の申請であったとしても、それをまた確認しなければならないという形では、同じような日数がかかるという形になりますので、その辺もご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（稲井議員） 以上で佐齋議員の一般質問を終わります。

次に、13番、菊池議員の一般質問を行います。

質問だけしていただいて、答弁は午後からというふうに考えておりますので、ご理解願います。

13番。

●菊池議員 平成18年12月第4回定例会一般質問通告により、第1回目の質問を行います。

私は、湖南地区の中央に位置します小高い丘、御供山について質問をいたします。この山の関係につきましては、私は平成3年6月の第2回定例会を初め、予算委員会等、関連事項を含め今日まで数回にわたりご質問させていただいておりますが、この御供山のすぐそばに住んでおります地域住民の方々の要望もあり、次の数点につきましてお伺いいたしますので、町理事者の現時点での率直なご回答を希望するところであります。

まず、御供山の治山事業についてお伺いいたします。この事業の年度別工事名と、工法経過、工法種類、工事場所の推移と、また現時点での今後の見通しについてお示してください。

次に、御供山の地質と災害予防の考え方についてお示しをいただきたいのであります。

次に、この山の所有区別についてお伺いいたします。国有林、道有林、町有林、民有林がわかる図面をお願いします。

次に、土砂崩壊防備保安林についてお伺いいたします。この山の頂上全般の平坦部分の開発済みの民間所有地の状況と、山の周辺ぐるりを覆っている土砂崩壊防備保安林がその役目を果たしているかどうかなどの、定期的安全確認等の調整管理は行われているのかどうかについてもお知らせください。北海道や森づくりセンターとのコンタクトがとられ、きちんと管理状況が把握されているのかどうかについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、既存施設の整備計画について伺います。木造式の展望塔及び塚田宅裏山の階段の整備計画のお考えはあるのか、お示してください。

最後に、御供山の利用計画について町長、町理事者はどんなビジョンを持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長、答弁は大分時間がかかりますか。

●町長（若狭町長） がかかります。

●議長（稲井議員） 13番さん、昼食のため休憩していただきたいと思います。答弁はお昼からというふうにしたいと思います。よろしいでしょうか。

●菊池議員 はい。

●議長（稲井議員） それでは昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

午前11時51分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

13番、菊池議員の質問に対する答弁を行います。

町長。

- 町長（若狭町長） 13番、菊池議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、御供山の治山事業の年次経過及び計画概要についてであります。

御供山の治山事業は昭和36年度に北海道主体事業として始まり、復旧治山事業、小規模治山事業、予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、緊急治山事業の5種類の事業で、土どめ工、谷どめ工、床固め工、水路工、のり枠工、吹きつけ工、伏せ工、植栽工、暗渠工、雪崩防止さく工が行われております。

場所としては、松葉町3丁目5地区、松葉町4丁目1地区、梅香町2丁目8地区、奔渡町1丁目5地区、奔渡町2丁目2地区、奔渡町3丁目7地区、奔渡町4丁目6地区、奔渡町5丁目4地区、奔渡町6丁目3地区の合計41地区であり、配付した資料のとおりでございます。

今後の計画としては、平成15年十勝沖地震などの災害発生による奔渡町地区、平成16年台風16号の災害発生による梅香町地区が予定されているほか、去る10月7日から9日にかけての低気圧災害があった奔渡町地区2カ所への対応工事が、来年度から追加計画される予定になっております。

御供山の地質につきましては、平成9年度に行った道有林管理センターの調査によると、砂岩、れき岩、頁岩に凝灰岩が介在しており、特に砂岩が多いため風化しやすく、もろいという特徴があります。こうした状況から、風化防止のために基礎ののり枠を設置し、植生を促すための覆土を行って緑化する対策を講じているところであります。

御供山の所有区分であります。配付しました資料のとおりであります。国有地が南側斜面と東側斜面に7カ所、道有地が北側から西側斜面を取り巻くようにあり、町有地が東側に1カ所、北側に1カ所、西側の松葉町地区集会所の背後地に1カ所あり、民有地が頂上平坦部及び周辺に点在してあります。

御供山の土砂崩壊防備保安林は、頂上平坦部を取り巻くように周辺部斜面のほとんどが指定を受け、保安林としての機能保持を北海道が担っております。管理する釧路森づくりセンターにおいて、御供山の保安林と接する土地についても災害に結びつく状況にないか、年に一、二回定期的な現状確認、また災害が発生するおそれがあるときは随時パトロールを行っております。さらに、釧路支庁において、管内の治山パトロール事業として、委託している業者からも毎年報告書の提出をもって現状の確認を行っているほか、北海道の委託を受けた山地防災ヘルパー2名が、町内の山腹崩壊や亀裂などの異変に関する情報提供も行っております。

町といたしましても、巡回による現状確認や釧路森づくりセンターとの情報交換を引き続き行い、御供山周辺町民の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、木造式展望塔及び階段の既存施設の整備計画についてお答えいたします。

既存の施設は、平成元年に市町村振興補助事業により整備され現在に至っているものの、展望施設の利用については支障ありません。階段については、一部決壊したり階段裏込め石等が流出しており、現在まで一部直営で改修し、対応してきているところがあります。大規模改修には工法上の難しさや多額の費用がかかることから、当面は維持補修等で対応してまいりたいと考えております。

次に、御供山の利用計画についてであります。既に現在までいろいろ議論されておりますが、御供山上部の開発によって土砂、沢水等の流れの変化等、付近住民は御供山の開発による災害誘発を不安視しており、その地質や形状からも、十分な調査のもとで慎重に取り組まなければならない問題と考えております。また、何をつくるにしても、膨大な開発事業費を要するものであり、現在の財政状況から見ても、現在のところ御供山の利活用を考える情勢にないことをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 要請いたしました各資料について、詳細に記録されたものを整理、提出いただき、感謝申し上げます。

初めに、治山事業について再質問いたします。

私の調べた辞書によりますと、土砂崩壊源の工法・工種については、大分類では抑制工、撤去工、抑止工ほか、位相堆積域対策があります。次に、工法・工種について粗区分、細区分があるといいますが、御供山ほどの工法で行われているかたどいて説明していただきましたが、ここでは工種として出ておりますけれども、およそ今述べたものが、あるいは資料があらましく思われます。

昭和36年から平成17年度まで、御供山一連の予防治山並びに施設災害復旧、地域防災対策総合治山、小規模治山、治山施設修繕事業、緊急治山など、9ブロック41地区にわたります御供山治山が、本日、この資料のとおり明らかになりました。町長を初め、町関係部局並びに森づくりセンターには、地域住民の安全確保のため、地味な陰での治山防備体制行政に心から感謝申し上げます。

現場並びに資料で見た限りでは、斜面对策工ではコンクリートの基盤状況に植生による保護工対策と見えておりますが、どうでしょうか。それと、資料に載っていないと思われませんが、載っているとしたらどれに該当するのか。

松葉地区集会所裏山は小ダムの設置を施してありますが、大雨対策は大丈夫でしょうか。安全点検を行っているのでしょうか。水があふれ出たりダムの崩壊の危険性はないのかなどの点検はどうでしょうか。昔から、水の沢と言って、山の中腹から下部の辺にわき水地帯がありまして、この水が小川となって流れており、過去50年ほどの間に大地震が幾度となくありましたので、地面のずれが生じていないか点検の必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。私が少年時代にこの山下付近に住んでいたのですが、この山は

思い出の場所であり、この付近を知っている者の一人であります。

次に、所有区別についてお伺いいたします。

民有林、国有林、道有林、町有林とただいま説明をいただきましたが、小柄な山の割には、資料図面で見ると限らずには、公有林及び民有林が細かく分布されているのも珍しいのであります。また、公民耕作していても、ぐるり御供山周辺一体が土砂崩壊防備保安林を有するだけに、何をすることも釧路支庁、道の許可が要るわけでありまして。災害予防の考え方としていろいろと計画を立てるにしましても、国や国民の災害時の安全確保のために、住民が避難すべき候補地には許可及び補助支援対策があると思われませんが、どんなものがあるのでしょうか。どういう補助支援策があるのか教えていただければと思います。

これは道路つけ予算、避難対策に関してであります。例えば北海道南西沖地震の奥尻島や阪神・淡路大震災の淡路島、あるいは身近な浜中町霧多布などのように、災害による被害をこうむってから国は補助や支援を発動するものかについてもお知らせいただきたい。災害予防には何かよい方法というものがあるのかないのか、国土庁か総務省管轄でどうなのか、その辺についてお答えを願いたいと思います。

次に、土砂崩壊防備保安林についてお伺いいたします。

頂上全般の平たん部分の開発済みの民間所有地とこの保安林との調和、つまり安全調査をし、時には治山事業の経過と状況を町民に広報などで公表し、治山の意味と注意を含めて、住民が安心して生活が送れるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。注意の例として、御供山周辺の人々のうちのどなたかが、場所により裏山でいつもと違う音がした、石ころや砂が落ちてくる、岩が崩れそうだななどと異変に気づいたとき、速やかに役場に情報をもらおうとか。

次に、既存施設の整備についてお伺いいたします。

松葉町民間裏山の木造階段の足場が悪く登りづらいことと、展望塔も老朽化してきていると思いますが、整備の考えは先ほどいただきましたけれども、階段は、勾配の緩やかな松葉町集会所の裏山あたりはどうかという点についてお聞きします。参考ですが、隣町浜中町では、霧多布山に念願の避難歩道をつくったのはご承知でありましょうか。去る11年前の平成7年秋、名づけて霧多布山避難歩道、上皇寺付近から霧小グラウンドまでの高台まで全長48.5メートル、工事費296万円です。手すりつきであります。浜中町ではこの程度の予算でやって霧多布住民に喜ばれていたようですが、このような防災対策の気構えが町長にはおありかどうか、いかがでしょうか。

予算の話をしなすと、このたびの低気圧による北海道の被害救済を含めて特別交付税の発表がありましたが、各町村配分の関係では、厚岸町が被害の多さもあつたとはいえ、特交税が前年比150%を超える額を獲得された町長の努力に敬意を表します。

この辺で一応2回目の質問といたします。よろしく回答をお願いします。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、斜面に対する工法でございますが、ご質問者がおっしゃられるとおり、現在は

コンクリートで枠をつくりまして、その中に約20センチほどの盛り土をいたします。そうした状況をつくりまして、植生を促すということで、自然に配慮した工法を行っているところがございます。これは、岩盤の性質上、風化しやすいということがありますから、植生を促すことによって直接岩盤が露出しないようにということで、そういう対策を講じているところがございます。

次に、松葉町集会所の裏側、ここは沢がございまして水が出るということで、現在はダム的なものをつくって排水を促しているところがございます。現状におきましては、森づくりセンターの方でも確認されておりますが、大雨のときにも、そこに異変があったとか何か緊急な対策を講じなければならないという状況にはなかったというふうに聞いておりますが、今後におきまして、またそういうことが起こらないとも限りません。地盤のずれなども注意深く監視していく必要があると思います。御供山の周辺の中で、地盤のずれが一番あるかもしれないという場所が松葉町側の方にあるわけですが、そこにつきましては、定期的に地盤のずれを現在観測している地点が数カ所ございます。お聞きしたところ、ここ数年間においてはずれがないという確認もしているところがございますが、引き続き監視もお願いしているところではございます。

それから、治山事業につきましては、若狭町長が、全道組織でございますが、治山林道協会の役員をしてございます。釧路管内におきましては支部長という位置づけになってございまして、治山対策をすところの国費、道費の獲得のために活動しているわけでございますが、平成19年度におきましても、厚岸町におきましては3億円を超える事業費の導入が予定されているところがございます。この数字につきましては、釧路市が、阿寒町と音別町と合併をしたということで、今年度につきましては厚岸町よりも多い額でございますが、旧市町村の枠組みの中では厚岸町は突出した予算がついているということで、治山対策につきましては重点的にお願いしているところがございますので、ご理解願いたいというふうに考えます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、災害予防についてどういったことがあるのかということについてお答えをいたしたいと思っております。

これには土砂災害防止法というものがございまして、これは、国民の生命を守るために土砂災害のおそれがある区域について危険の周知とか警戒、有事の体制の整備とか住宅等の新規立地の制御とか、こういったものを推進しようとする法がございまして、その中で土砂災害警戒区域の指定というものがございます。これは北海道の方で指定を行っていくものでございまして、町とかそういったものの要望を受けながら指定を受けて、こういった整備をしていくというようなものがございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 私の方から、避難に使う上での避難路という形の中でお答えさ

せていただきたいと思えます。

浜中町の例等も出ておりましたけれども、ご案内のように御供山に登る、いわゆる歩行での避難路というのは展望台に登る道路、遊歩道がありまして、これは観光施設でございますけれども、実際の避難にも活用できるという位置づけの中で緊急避難場所に指定をさせていただいていると、こういうような状況でございます。

一方、松葉集会所が具体的な場所といたしまして出ておりましたけれども、松葉集会所の付近、実はあの集会所が建っている地点そのものが浸水区域から外れてございます。あの場所そのものがいわゆる避難場所として活用ができるというふうに考えておりますので、現在のところ、それ以上に避難路を設けてそちらの方へ誘導するというような考え方の計画は持ち合わせてございません。そのような状況でございます。

一方、奔渡方面につきましては、非常に上がっていくといいましょうか、急な斜面でございまして、非常に遊歩道を設置するのも難しいというような状況に相なっております。ただ、先般出されました500年間隔シミュレーションによりますと、奔渡を縦断しております道道、北海道道ですけれども、この道路が浸水区域から外れるというようなシミュレーション結果になってございます。そういった中で、施設的な部分を考えていきますと、旧奔渡保育所、それから奔渡の漁村センター、こういったような集会所の方に誘導していくということが現実的だというふうに現在考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 申しわけございません。頂上部の現状の確認という点につきましてご答弁させていただきたいと思えます。

頂上部は、お配りした資料のとおり民有地という位置づけになってございまして、その部分の周辺に保安林があるという現状にございます。頂上の状況によっては大雨時に土砂が流れ出るという状況も、過去にはあったというふうに聞いてございます。そういうおそれがないかということにつきましても、釧路森づくりセンターとも連携をとりながらパトロールを行って、状況の確認を民有地について行わせていただくということも、引き続き行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、災害のおそれがないかどうかということについての現場の確認の中で、住んでおられる方から異変を知らせていただくということは重要なこととございます。このたびの10月の低気圧の大雨時にもパトロールをしたときには、状況的にこの辺はおそれがないかということにつきましては、そういう方にお声かけして、変化があった場合にはいつでもよろしいですから、直ちに役場なり森づくりセンターに連絡くださいということも申し上げてきたところでございます。今後につきましても、そういった住民からの、住んでおられる方からの連絡には即時に対応しながら、また町と森づくりセンターが連携をとりながらパトロールを行って、安全の確認のために対応してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 2回目の質問に対しまして一連のご回答をいただきました。

再々質問いたします。

治山事業について、まず土砂崩壊防備保安林についてお伺いいたします。

頂上全般の平たん部分の開発済み民間所有地とこの保安林とのバランス、各土地の土砂量と保安林との狭隘部などの定期的安全確認の調整管理など、一応連携をとりながらということですが、調整管理などは今までは行われていなかったということになりますか。役場と森づくりセンターとのコンタクトは何年に何回程度ですか。年に1回ぐらいはやっているということでしょうか。

災害辞書より参考に抜粋してみたんですが、土砂災害を起こす誘引・原因には、自然条件と社会条件があるそうでございます。日本は典型的な土砂災害地帯であります。土砂移動現象を起こす直接の自然的誘引には、大雨、急激な融雪、地震、火山噴火などがあり、社会的誘引は、人間の社会的活動に伴う斜面への不適切な作用とあります。つまり、御供山について考えられますことは、人為的にこの山に負荷という力を与えている、人間の社会的活動に伴う斜面への不適切な対応として、頂上の開発、つまり造成、植栽構成及び治山事業に伴う工事などが考えられます。

斜面運動の分類基準からいいますと、地表か水底かといえますと今は地表であり、基岩、つまりもととなる岩はどうかというと、各種の岩の類がありますが、詳しくちょっと述べますと、一つにはコウチク火成岩類と片麻岩類、一つには中古生代の固結堆積岩、一つには半固結新第三紀堆積岩、一つには非固結堆積層、弱固結堆積層などがあります。この中に日本列島地質区分帯から判断しますと、御供山は後期中生代古第三紀火山性堆積岩、具体的に言うと昔は海だったが、いつの間にか堆積した瓦れき、つまり粘土ができ、貝殻などもまじって御供山というごく小さな大地、丘陵地が弱固結堆積層として形成されたことになると、辞書から学びとれるわけであります。そして、種類により斜面運動が変わるといいます。つまり、弱固結堆積層の主な斜面運動は、急斜面の粘土の非固結層すべり及び表層崩壊、これら大雨や大地震によって剪断応力が剪断の強さを超えた場合、発生すると言われます。これが御供山の推定される土砂災害の発生要因ではないかと、辞書から読み取れるわけであります。

そこで、土砂災害の対策としては、ただいま述べました斜面崩壊のメカニズムを把握しまして、このことをわかりやすい説明で状況を町民に公開すべきと主張したいのが、今の私の心境であります。張力による影響、地質構造の影響、イコール堆積との関係のグラフ作成、土石流の対策工事、地すべりの対策工事などの説明などを公開してはということであります。例えば、地質災害予防の考え方の一部として釧路森づくりセンター土木係長さんを招いて、(仮称)御供山の治山工事と防災の取り組みなどのタイトルで、お話を町民に聞いてもらうとかということであります。

最後に、御供山ビジョンについてお答えいただきました。町長は、一応何事も予算がかかる。現在はそういう考えは持っていないということですが、あくまでも町としては町民の生命・財産を守る立場として、プラス湖南地区の発展要素ともなりますし、教育の面でも歴史伝承型としても、ひいては一般には保健、観光、避難場所など、あらゆる方面で利用価値が生まれる要素として秘めています。町理事者の議会での答弁

は終始一貫していないと思います。ということは、近年、過去15年ほどの経過の中で、この御供山に関しましては、幾度となく定例議会、臨時議会、予算委員会、常任委員会などで審議・論議してまいりましたのはご承知のとおりであります。

振り返って、町側はこのように答えております。91年第2回定例会では、御供山の利活用についての考え方の答弁として、文化財指定の堅穴住居、とりで跡群等を観光体験学習ルートに組み込み、歴史文化伝承型、交流型の地域振興の観点に立った民間開発導入も考え、厚岸湖、厚岸湾のすばらしい景観を楽しめる御供山の利活用について大いに考えてみたいと言っています。

町長が立候補するときには、この若狭靖町長新聞によりますと、この国定公園化も踏まえて、ただいま読みました厚岸湖、厚岸湾のすばらしい景観を楽しめるように、観光振興に大いに取り組みたいというようなことも書いてあります。これでは御供山とは指定はしておりませんが、国定公園を絡めて厚岸と述べております。民間開発導入とは民間活力導入と同じことで、つまり大手資本が開発を厚岸町に望んできた場合、町として各種の条件や規則を盛り込んで、避難道路、アメニティー施設、快適空間ですね、ゲスト施設、休憩施設、サイトシーイング施設、観光施設、町ではお金は出さなくても、民間資本力で自力で発展していくこととさせていただきます。町として、各種の条件はもちろん規則を盛り込んで、民間資本力で自力で発展していくこととさせていただきます。町はお金を出さなくてもよいと。

95年第3回定例会では、今後の御供山の活用とあわせ、道路の可能性調査と御供山活用構想策定業務経過について、厚岸町全体のまちづくりを視点に置いた長期的展望に立って取り組んでいく必要があるとも答えております。いかがでしょうか。その後検討を重ねて協議したことがあるのでしょうか。その場限りの答弁では困ります。

以上、3回にわたり御供山に関しまして治山事業状況、災害予防、避難路に関する課題、土砂崩壊防備保安林の役割ほか、各般にわたりご回答いただきましたが、ただいまの3回目の質問に対し町理事者からの率直なる答弁を期待し、私の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、御供山の頂上の開発について答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の菊池議員の御供山についての質問を受けまして、私なりに、過去の議会においてどういう論議があったのか、議事録を通しながら読ませていただきました。その中で、平成3年第2回定例会並びに平成10年第3回定例会におきまして、または予算委員会等におきまして、今回と同じような質問が菊池議員からなされておるわけでございます。そういう中で、いろいろな町長とのやりとりがあったわけでありまして、平成3年においては、開発については前向きな答弁を当時の町長はいたしております。平成10年の答弁におきましては、すなわち平成5年9月に御供山道路可能性調査をいたした6ルートの問題、さらにはまた平成6年3月には御供山拡張構想草案策定がなされております。そういうことを踏まえて、当時の町長はこのように答えております。いずれの場合、すなわち私なりに解釈いたしますと、防災対策、観光拠点等と思っておりますが、も用地の取得や

道路など基本的なインフラの整備が前提となり、莫大な財源を必要としますので、現下の財政状況下では本構想を具現化することは困難でありますという、明快な答弁をいたしておるわけであります。

私といたしましては、そういういろいろな経過を踏まえて先ほど答弁をさせていただいたわけでありますが、ご質問にありまして、確かにあの御供山の頂上から見るすばらしい景観、風光明媚な景観については、私なりには価値のあるものと評価をいたしております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、開発を進めるためには膨大なインフラ整備がかかるわけでございます。さらにはまた、開発による災害誘発などを考えますと、現在のところ御供山の利活用を考える状況にないと、そのように判断をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

御供山の地質構造につきましては、ご質問者おっしゃられるとおり、昔は海の中にあつた底が隆起して御供山ができたということで、古くからの厚岸町の地層の研究の中でも明らかになっているところでありまして、厚岸町と命名がついている場所でもございます。そういったことで、砂岩が多いという理由もそこにあるというふうになっているところでございます。

そういったこともありまして、斜面については崩壊しやすいということがある、頂上部分につきましては、平たん部ではあるがそこには木が植えられていないというか、現状はないということで、土砂の流出がないかどうかということは定期的に監視していく必要があるということは、今までも申し上げているところでございますが、釧路森づくりセンターというのが厚岸町内にありまして、民有林の治山を森づくりセンターが直接担当していただいているのは、道内で厚岸町1カ所だけでございます。そういった瞬時に対応していただけるという、まことにありがたい体制を北海道にしいていただいているという状況でございます。

そういった中で、毎年、道の開発予算、それから北海道への要望を上げる時点におきまして、情報交換も含めて綿密な打ち合わせを釧路森づくりセンターとさせていただいた上で、対応していく。それから、大雨等々、災害のおそれが予見される場合にも、連携をとりながら、今までもそういった打ち合わせを行っているところでございます。

そういった中で、担当していただいている釧路森づくりセンターの方をお願いして、御供山の治山工事対策等についてのお話を町民向けにされてはというご提案であります。これにつきましては、釧路森づくりセンターの方にお話がありましたことを相談した上で、対応できるかどうかお話ししてみたいと思いますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で、13番、菊池議員の一般質問を終わります。

次に、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従いまして質問を行います。

1 番目は、町有施設保守点検表についてであります。町有施設保守点検表というのは平成10年からつくられて運用されているというふうに伺っておりますが、その制度の目的についてお伺いしたい。

2 番目として、町有施設保守点検表の作成・更新はどのように行われているのか、お聞きいたします。

3 番目として、町有施設保守点検表はどのような場面で具体的にどのような形で活用されているのか、これについてもご説明をいただきたいわけであります。

次に2点目は、日豪経済連携協定、日豪EPAというふうに訳されておりますが、今、世情を騒がせておりますが、これについては、北海道あるいは農水省が、これがいわばオーストラリアの主張どおりになっていけば国内の産業に与える影響が非常に大きいということで、いろいろな算定を出しております。もしこの協定が締結されて日豪間の関税が撤廃された場合には、道内の経済に及ぼす影響も非常に大きいという話が巷間伝わってまいりますが、この内容についてご説明をいただきたい。

と同時に、2番目として、厚岸町内に及ぼす影響というものについてはどのように予測なさっているか、また、それに対して町はどのような対応を考えているか、その点についても説明をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、室崎議員の一般質問にお答え申し上げます。

1点目の町有施設保守点検表についてであります。町有施設保守点検表制度については、施設を点検するときに使用するチェックリストの保守点検表、建物概要を記載した点検保守報告表1、保全・修繕を記録する点検保守報告書2で構成され、統一的な書式を用いて点検し、記録をすることにより老朽の度合いや修繕の必要性を判断して、町有施設の的確な実態把握と合理的な維持管理を行うため、平成10年度から実施しているものであります。

この町有施設保守点検表の作成・更新はどのように行われているのかとのことでありますが、新しくできた施設は事前に報告書1を作成し、施設の点検時に保守点検表が作成され、修繕等があった場合は報告書2で記録される形となります。また、従前からある施設は、既に報告書1並びに修繕等があった場合は報告書2が作成されており、基本的には、毎年重点保守点検期間を設けて保守点検表により点検を行い、修繕を行った場合には報告書2の更新が行われることとなりますが、突発的な修繕が発生した場合は、その都度報告書2の更新が行われることとなります。

次に、どのような場面で具体的にどのような形で活用されているのかとの質問ですが、点検結果により緊急的に修繕が必要とする判断や以前の点検経過を見ることにより、老朽化や損傷等の進行状況を把握し、改修や修繕等の時期の予定を立てたり、また現在、施設改修等のシミュレーション手法を検討しており、その基礎データとして活

用され、さらには、更新に伴う補助事業では採択時の資料となるものであります。

続いて、2点目の日豪経済連携協定（日豪EPA）についてのうち、もし協定が締結され日豪間の関税が撤廃された場合、道内経済に及ぼす影響は甚大であるとの話が伝わってくるが、その内容についてであります。現時点では、新聞報道等からの情報内容となりますことをご理解いただきたいと思います。

WTO（世界貿易機構）交渉が中断したことにより、国際的に2国間で自由化を進めるEPA（経済連携協定）のうち、その柱となるFTA（自由貿易協定）への動きが活発化し、政府は、日本とオーストラリアによるEPA（経済連携協定）に関する交渉に入る方針を決定したと新聞報道されました。

政府内では、国内の農業に大きな影響を及ぼす牛肉はセーフガード対象品目で、米、小麦、砂糖、乳製品、ビートといった高関税で守られている重要品目の農林水産物の例外的な扱いを求める農林水産省と、鉱物やエネルギー資源の安定供給の観点から交渉の推進を求める経済産業省とは、考え方に違いがありました。また農業系統団体等では、国内産業を保護している高関税が撤廃されると、内外格差の大きいバターや脱脂粉乳等の国内生産は壊滅的な影響を受けるとして、重要品目を関税撤廃交渉から除外する確約をとらずに交渉に入ることは大きな混乱を招くとして、強い関心を寄せるとともに、競争力のある農業の確立に向けた関連対策の強化を要請しておりました。

しかし、政府は、重要品目を関税撤廃対象から除外することを確約できないままに、オーストラリアと交渉入りする方針を決めたものです。

この協定交渉により関税がすべて撤廃された場合、道は、道内の主要農産物である牛肉、乳製品、小麦、砂糖の4種目関連だけで、年間1兆3,716億円の生産額減少につながる試算結果をまとめたとして新聞報道をされております。その報道内容では、主要農産物4品の生産額で4,456億円、関連産業で4,414億円、周辺産業で4,846億円の減少が試算されておりました。そのうち乳製品は、加工用生乳の価格暴落により2,369億円の減少が見込まれております。

また、直接的な生産額に対する影響により、生産者の廃業と関連産業などを含めて4万7,000人が職を失うとしており、道は、完全撤廃は北海道の酪農、畑作と地域経済の崩壊につながるとして、農業団体、経済団体と連携しながら、政府に対して、重要品目の関税撤廃対象から除外することを含め、慎重に対応を求めていく方針であると報道されております。

次に、厚岸町内に及ぼす影響の予測と町の対応についてであります。交渉入りする方針を決めたことを新聞報道等で知り得た直後でありますので、当町での影響金額を試算できる状況にありませんが、仮に関税撤廃となると、町内の農業生産物が価格の安いオーストラリア産と競合するため、すべてに影響を受けることとなります。

その影響につきましては、平成17年度実績で、まず町内で生産される生乳のほとんどが加工用原料乳でありますので約48億円、育成牛等の個体販売が約6億円、肉用向けの老廃牛や初生牛を含む肉用牛が約5億円で、生産額の合計では59億円となり、関税撤廃までの期間の長短にもよりますが、仮に関税撤廃が段階的に行われることになった場合でも年々離農が進むことが予想され、影響額も必然的に大きな金額となり、厚岸町の2大産業の一つである酪農は壊滅的な打撃を受けていくこととなります。

さらに、他への影響としては、農家の雇用労働者、農業協同組合や農業共済組合といった関係諸団体、生乳や飼料等を運搬する運送業、畜舎等の建設やコントラ作業等の産業連携が深まっている建設業にも及びますが、これらの影響金額については推計し切れません。また、間接的に町内における商店、飲食店、金融機関、学校及びサービス業等が影響を受けることが予測されます。

町といたしましては、交渉経過により政府が最終判断する内容であります。町の主要産業にとどまらず、地域社会の崩壊につながりかねない事態と認識しながら、政府交渉に当たっては、国内農業の影響を回避することを第一として慎重姿勢を貫いてほしいと考えますことから、行政機関はもとより農業系統団体との連携を図りながら、陳情・要請等の機会を通じまして、重要品目について例外措置を講ずることを明確化するなど、要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 まず、1 点目の町有施設保守点検表についてであります。

これは平成10年に、当時事務連絡として、財政課長から各課長に対してこのようなことをやってほしいというのが出ています。それを見ると、町有資産台帳の保管整備状況についてさきに確認を願ったところであるが、施設の的確な維持管理を行うためにこのような記載例を配付するので、年に一度施設の点検を行い、保守保全・修繕の記録を記入の上云々というようなことで、それ以来行われているというふうに伺いました。

それで、これに関しては、私が平成8年の第4回定例会でこのことを提案しております。もう10年も前のことですし、今の町長はもちろんその席にいらっしゃらなかったわけですから、ちょっと振り返ってみますが、そのときに答弁では、当時の町長が、各部資材・機能が持つ耐用度を少しでも長続きさせる処方として、それぞれの材質整備等の大まかな年次修繕計画を立てていき管理に当たる必要がある。それから、それぞれの施設でいろいろな問題を抱えているが、その機能や役割を効果的に、かつ財政運営上からも早期営繕ということが非常に大事なんだと。それで、診断書用台帳的なものをつくって管理に当たるシステムを確立したいと。

それから、担当課長はそれに補足するような形で、今回主務主管課長と内部協議を行ったんだけど、その結果、建物そのものが持つ寿命、構造上の寿命、そこに設置されている設備、器具類、それから耐用年数がどうなっているんだらうという意識が欠けていたということを明確に言っています。それで、個別の営繕計画というか、そういうものをそれぞれの個体別につくって、台帳化を図ってシステム化をしていくと。ただ、これはこれから建てる建物についてまずシステム化をして、一遍に既存の建物をやれといっても大変なので、ある程度の時間をくれと。それでないと担当者がパニックになってしまうというようなことも言っています。それで、時間をかけてマニュアルづくりというものを行っていく、そういうシステムづくりを行っていくんだということを明確に言っています。そして、平成10年にこういうものができた。

それで、このような目的に基づいてきちんと進められているものと私はずっと解釈し

ておりましたが、ただ、今回振り返ってみますと、何かおやと思うようなことが出てくるわけです。例えば委員会でいろいろな所管事務調査で建物を見ます。そうすると、どう考えてももう修繕をしておかなければ、この後、それこそ大きな破壊につながりかねないようなものが見つけられて、いろいろと指摘をすることもあります。そこまで行かなくても、例えばコンクリートの上に塗ってあるペンキがもう既に色を失って、地肌が出てきて水がしみ込んでいるのではないとか、あるいは屋根の鉄板のペンキがすっかり、白化というんですか、色を失ってきているというようなものがあちらこちらに認められたりするわけです。でも、そのときに今まで一度も、この保守点検表にもう盛り込んで計画をつくっていますというようなことを、担当者から聞いたことはないんです。

それから、このいわばきっかけになったと思うんですが、随分前なので記憶も定かではありませんが、役場庁舎のタイルが剥落したことがあります。たまたまそれは玄関から入ってくる町民の頭に当たるなどということがなかったので、事なきを得たんですが、これとて、やはりきちんとした調査が行われていなかった結果だと言われても、結果的には仕方がない。

また今回、入ってきた正面玄関を見おろす二階のガラスがある日突然ぱんと割れたと、ちょうど議長があと1メートルか2メートル前を進んでいたら頭に落ちてきたんではないかということで、非常にびっくりな話という話も聞いたんですが、あのときに担当者の方やいろいろな方から聞いたのは、あんなことが起こるとは予想だにできなかったというふうにおっしゃっています。保守点検表の目的からいうと、そういうことを含めてきちんと見ていなければならなかったのではないかと、そのように思われるわけでして、どうも、この平成8年に意図したところと今行われているものがぴたりと一致しないのではないかとというような気がいたします。その点はいかがでしょうか。

それから、これの活用という点なんですが、今も申し上げましたとおり、これをきちんと行うことによって今後の営繕の客観的な予定が立てられるわけです。そのことが非常に大事だということを平成8年のときにも議論し、また答弁者もそのようにおっしゃっている。システム化というのはまさにそのことです。それで、建物にはいろいろと寿命がありますし、また、それぞれの時期に手を入れていかなければならないものです。そういうものが客観的に予定が立てられることによって、単年度単式帳簿の予算の弱点を乗り越えることができるということだと思っております。それで、そういう形での活用、すなわち予算折衝においてこの町有施設保守点検表というものが活用されているかどうかということが非常に問題だと思います。その点についても明確にお答えをいただきたいわけです。

それで、町長の答弁の中でちょっと私がひっかかるのは、現在、施設改修等のシミュレーション手法を検討しているというふうに書いているんですが、10年前に同じようなことを言っているんです。十年一日のごとしという言葉もありますが、今、これからそういうことに着手するということなんですか。この10年は何をやっていたのかということになってしまいますので、これはそういう意味ではないんだと、今までやったことをどういうふうに一歩進めているんだというようなものがあれば、その点についても具体的なお説明をいただきたいということでもあります。

いずれにいたしましても、せつかく各課において苦勞をして、現在の建物がどうい

状況なのかということをごきちんとして調査しているのであるならば、来年はこういう営繕費用がかかりますと、いやこれは5年後にこれだけのものをどうしても必要としますという、客観的な予測というものが立ってくると思います。そこまで利用しなければ、何のためにこういうものをつくっているのかということになりかねません。少なくとも平成8年の議論からはそういうことが言えるかだと思います。その点についてお答えをいただきたいわけであります。

次に、2点目です。

ただいまの答弁の中で、ちょっと私として残念なのは、現時点で新聞報道等からの情報収集というふうに限られておりますが、非常に全国的に注目をされる関税撤廃によってどういう経済的状況があらわれるか、1兆4,000億円程度の国内でもって打撃を受けると、農水省はその後8,000億円というようなものを出していますが、いずれにせよ、いち早くそういう影響を打ち出したのは北海道であります。厚岸町として、道の担当者にそのような詳細な予測の情報をとることが何でできなかったのかという点については、どういう事情があったのかご説明いただければ幸いです。

それで、1点お聞きするのは、農水省も道も、現在の非常に多大な影響を及ぼすというものに農業を挙げています。これは酪農業、林業を含めてなんですが、それはいいんです。厚岸町の場合には、もう一つ大きな基幹産業でありますところの漁業がありますけれども、漁業については何も影響がないというふうに予測されていますかどうか、その点についてお聞かせをいただきたいんです。町民の中には、新聞報道を読んで、農業について新聞報道があったけれども、漁業にも大きいものがあるんだろうかと、早速心配の声を出している方もいらっしゃいましたので、この点についてもお聞かせをいただきたいわけであります。

それから、ちょっと外国語で難しいんですが、EPAについては、小泉首相がオーストラリアの首相と会って、これを前へ進めるように共同研究をしましょうということまで来たんです。それで、その共同研究報告書というのがそろそろ発表されるんじゃないかと思うんですが、これがまだ発表されていません。ただ、その内容はこうであるという報道がどんどん今出ています。

それで、その研究報告書が出て、今度、現在の安倍総理大臣がオーストラリアの首相と会って、そこでもってさあ行きましょうというふうに正式に合意するという筋書きができた、それでそういうふうに進んでいると。農業関係者は大反対でいろいろと決起集会も開いていますが、それを押し切ると。朝日新聞の記事などを読みますと、オーストラリアの資源というものを安定供給を受けるためには、農業を切り捨てるというふうにはっきり書いています。

東京、名古屋にとっては大変ありがたい話で、経済界を挙げてそれ行けそれ行けという状況のようですが、そのために我々北海道が切り捨てられたんではたまったものではない。北海道はヤッカイドウだなどということを使う財界人まで今いるそうですが、そんなものをはいはいと言うわけにはいかないというのが、今、私がこの新聞記事を読んだところです。とって、今ここでそんなことを幾ら言ってもゴマメの歯ぎしりですが、やはり町としては、今の段階で全部詳しいものを出せと言ってもそれは無理なのはよくわかるんですが、非常に早い時期に厚岸町内の影響というものを予測、これは道

と相談していただきたいんですけども、これをきちんと出して、この産業については大変だ、この産業ではほとんど影響ないだろうというようなものを含めて出していただきたいと思います。

それから、一部報道の中で、これに対抗できるのは地産地消だということを言っています。すなわち、消費者は安全と安心を求めている、どこでどういうふうにつくったかわけのわからないものが席卷するようでは消費者は大変なんだという声は既に上がっています。ですから、今回の農業団体、経済団体との連携は当然ですが、消費者団体との連携ということも非常に大事ではなかろうかというふうに思います。その点についてもお考えをお示しいただきたいんです。

なお、地産地消に関しては、大所高所からの話だけではなく、町内においてもそういう意識をつくっていくことが非常に大事ではないかと思います。今、厚岸町の海産物等についても、いろいろとこの不景気で大変だという話も出ています。そういうときであれば、この地産地消というものを厚岸町がきちんと進めているという実績をつくる大変いい時期だと思うんです。町内で町内の生産物をまず消費するというような意識を厚岸町がきちんと持っていれば、消費者団体との連携ということも非常に進めやすくなると、そのように思いますので、その点についても、これも広い意味でのEPAに対する町の対応の一つではなかろうかというふうに思いまして、お聞きしておきます。

以上、2回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方から、町有施設の保守点検についてお答えをいたします。

まず、平成8年で議論しましたことの内容が今行われていることと一致していないのではないかというご指摘でございますけれども、保守点検表を使いまして施設の点検でございますが、平成10年以前までは、何もない中で、施設を管理している各課で保守点検を行っていたわけでございますけれども、専門の技術者が各課に配置されているわけではないので、どのようにして点検をしたらよいのかという問題もございまして、また逆に技術者のいる課ですべての施設の点検を行うということも体制的には非常に無理がございまして、各課で対応できるよう保守点検表、チェックリストをつくりまして実施しているものがございますけれども、どうしても、専門の技術者が点検するのとそうでない者が点検するのでは、判断に差が生じてしまうことがあると思います。点検の中で判断がつかないようなことがございましたら建設課の方に相談するか、専門の業者に相談するよう指導しているわけでございますが、そこまで行き着かないといったことが往々にしてございまして、専門の知識がない者でも点検できるよう、この保守点検表がつくられたわけではありますけれども、限界があると感じるところでもございます。

それではどうするのかということになるわけでございますが、最低3年ないし5年に1度は専門の業者の方に見てもらおうということが、一番よい方法ではないかと思うところでございます。これは、正式に点検業務としての委託を出すといったことまでしなくても、例えば建築関係であれば町内の建築業者さんにちょっと見てもらおうとか、こういったことをすればよいわけございまして、そのときもこの保守点検表を用いて点検を

し記録しておけば、かなり改善が図られるのではないかと考えているところでございまして、この辺は各課に周知をしてまいりたいと考えてございます。

それから、予算折衝において活用をされているのかということですが、保守点検に伴いまして修繕が必要と判断された場合には、直営、自前ですが、直営で対応できるものは直営で行っていく、専門の業者でなければできないものは既存の予算または予算化をしていくと。また、大がかりな改修が必要となれば、緊急性にもよりますが3カ年計画に上げていくと、こういった展開としていっているものでございます。

この中でも、点検表によりまして、例えば基礎にひび割れが入っているとか壁がはがれているとか、それが昨年よりふえているとか、そういったことは点検表、それからその報告書の中で見られるわけでございます。それによりまして、傷口が広がる前に直さなければならないとか、今はよいけれどもまた来年直さなければならないとか、こういったことがこの点検表からの判断材料となってくるものでございまして、それを見ながら予算の方に上げていくと、そういったもののデータとなるものでございます。

それから、シミュレーションの手法を検討しているということはどういったことかということですが、これはファシリティーマネジメントの手法の一部を活用しているものでございまして、施設の今後予想されます修繕内容や改修等をシミュレーションいたしまして、今後どのように保守管理、施設改修を行っていくか計画を立てるライフサイクルコストの試算というようなものでございます。

具体的に作業的にいきますと、現状の施設の状態を調査しまして、今後想定される修繕や改修内容をにはどういったものがあるのかということをもまず想定するわけでございます。一般的には壁・屋根とかの塗装や改修、それとか基礎、骨組みの補修や改築、給排水設備等の改修、こういったものを想定いたしまして、それにより費用を算出いたします。それと、それを年次的な修繕のシミュレーションをしていく、こういったことがまず第1の作業としてあるわけでございます。それから、大規模改修による延命策、建てかえ、転用、廃棄とするような、こういったこともあわせて検討すると、これが第2の作業としてあるわけでございます。

ただ、これにつきましても、すべてやるとなりますとかなり大がかりな作業となりますので、私ども、体制的にも難しいところがあるという状況でございます。第2の作業というのを、頭に入れながらも、まず第1の作業に取り組もうとする手法等を今検討しているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 2点目の、日本とオーストラリアのEPAの関係でございます。

まず1点目につきまして、1兆4,000億円と北海道がいち早く予測をしていたと、厚岸町がおくれたのでは、予測をなぜとらなかったのかというお話でございます。この件につきましては、言いわけになるかもわかりませんが、このEPAは今回唐突といえますか、前倒し、研究報告書そのものが来年3月に両国政府によってまとめられる予定だったということではございまして、いち早くこの新聞で見えたのが、11月14日の道新

で私はE P Aというものを初めて見たわけです。北海道知事も、この件については、これは大変なことだということで上京して農水省を初め関係省庁を回ったのが先月末ということでございました。ということでございましたので、言いわけになるかもわかりませんが、非常に唐突であったということをもまず一つご理解いただきたいと思えます。

それから、農業の問題が非常にクローズアップされているが、漁業の方はどうなのかというお話が2点目にございました。

今回、日本としても、北海道としても、厚岸町としても、非常に困るとするのは、乳製品あるいは牛肉の関係でございます。今回、こういった牛肉、乳製品、小麦、砂糖、これらは重要品目ということで一次関税と二次関税に分かれてございまして、一次関税で非常に低い関税で輸入割り当て量が決まっていて、一定数量のものが入ってくるようになってございます。それで、それ以上のものが入ってくる場合には2次関税で高率の関税がかかって、なかなか日本に入ってくられなくなっているということでありまして、厚岸町に關係する2大産業のもう一つの方のコンブを柱とする水産品については、この重要品目に入っていないということで、この影響はないというふうに判断をさせていただきます。

それから、E P Aの研究報告書がまだ報告になっていないということでありましてけれども、今日の新聞に、11日に発表になったという記事が載ってございました。内容としては、日本のメリットあるいはオーストラリアのメリットという両方のメリットがそれぞれ記載をさせていただきます、日本では鉄鉱石あるいは石炭、そういった鉱物資源の安定供給が期待をできるというふうに経済界では歓迎をしているということでありまして、それからオーストラリアにとっては、日本は最大の貿易相手国であって、鉱物資源等々ではそれほどメリットはないんですけれども、農産品も輸出する側のオーストラリアにとって、非常にメリットがあるということで、そういったメリットが報告書として公表になっているということでありまして。

それから4点目の、町として早期に予測について出してほしいという要望でありました。それで、今回本当に時間がなくて、予測としては平成17年の生産額の実績から割り出したものしか出せませんでしたけれども、関連産業に時間がかかるということでありまして。いずれにしても、予測は当然必要と考えてございますので、関係機関と連絡をとりながら、早期にまとめてみたいというふうに考えてございます。

それから、地産地消の關係でございます。消費者団体と連携を密にということでお話がございました。ご質問者のおっしゃるとおりであります。私自身も、この厚岸町には、生産品として水産品、それから農産品とそれぞれございます。こういったものを町内に普及させると、地産地消、まず町内の皆さん方に認められるものでなければならないというふうに私自身も考えています。そのことによって地域に根づいた産品となるということでありまして。コンブしかり、カキ、アサリしかり、牛乳等、厚岸町にはそういったものが多くございます。これらに關しまして地産地消を進めるべく、関係諸団体を通じて、消費者団体その他にも何らかの形で呼びかけてみたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 まず1点目の保守点検表については、大変申しわけないのだが、今の話を聞いていて、つくっておくという程度のところにおさまってしまっているのではないかという気がどうしてもするんです。きちんとした活用というものがどうも薄いといえますか、今回このように一般質問で指摘をしたので、慌ててと言っては失礼だが見直してみたと、そしてファ何とかシステムというようなものも取り入れていかなければならないなというようなお話をしているように聞こえてしょうがないんです。

それで、これは予算折衝のときに資料としてきちんと使われていますか、今まで。こんなものを書いていようといまいと、予算折衝のときにはそのときそのときに現場の写真を撮って、きちんとしたこうなっているというものを出して財政と交渉をすればいいということではないのかという気がするんです。そうでなければ、常にこの点検表を意識しているのであるならば、いろいろなときに議会側から建物の営繕について指摘を受けたときに、言葉の端々に出てこなければならぬんです。一度も聞いたことがない。

それから、今いろいろなシステムがあるようです。ちょっと私は外国語に弱いのでよくわかりませんが、ただ、さっき答弁者がおっしゃったようなことは、既に平成8年に議会で言われているんですね。そして、そのシステムを今構築していくと言っているんです。それから既に10年たったんです。

それで、いや技術者不足であると、それはわかります。見落としもあるだろうし、それはいろいろあるでしょう。専門家でなければわからないところがわからなかった、そういうことは幾らでもあると思うんです。そういうことはいいんです。それでもまず目視でもって、きちんと意識を持って担当者が常時、常時という言い方は大げさですが、定期的に見ていけば、この前より亀裂が広がっているとかなんとかということ、予算折衝の客観的なデータとして出てくるわけです。そういうことがこの点検表の持つ非常に大きな意味ではないか。つくれと言うからつくっておいたという範囲であるならば、もったいないです。そういう点で、おくれはせながら結構ですから、予算折衝、それからこの後でこういう経費がかかるということの客観的なデータ、予測データとしてこれが活用されるようにきちんとつくっていただきたいと、そのように思います。

それから、2番目のEPAの問題です。

今、担当者は非常に正直に、唐突であったというふうにおっしゃったんですが、これは余りにもアンテナがさびているのではないかと。平成17年4月の日豪首脳会談において、EPA、FTAというのは自由貿易協定です。これのメリット、デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討する政府間の共同研究を開始するということが決まったんです、小泉首相のときに。

そのときに、既に今日の状況は予測できるわけです。オーストラリアの立場に立ちますと、主要何品目だか知らぬけれども、そんなものに障壁をつくられたんでは、こういうものを協定する意味は全くないわけです。ですから、あらゆる品目について協議の対象となるということをオーストラリア側は強く主張しまして、農水省は相当頑張ったようですけれども押し切られたというのが今日の状況であるということは、各紙書いています。

ただ、今いみじくも答弁の中でおっしゃったように、財界全体としてはこの北海道の農業なんていうのは小さな問題でありまして、今、中国がどんどん発展してくる中で資源の奪い合いというのが起きてくる。したがってオーストラリアと仲よくして、オーストラリアからの資源を安定的に供給しなければならないという、目の前のことで頭がいっぱいな財界は、これを歓迎している。したがって、と言っては申しわけないのだが、マスコミの報道も、問題の大きさに関して非常に扱いが小さいと思えるわけです。

そういう中で、やはり神経を研ぎ澄まして、今、町長の答弁にあったように、町が下手したら崩壊するかもしれないような大きな影響が出てくるこの問題について、やはり唐突でありましたというような話では困るんです。この点については、一層神経を研ぎ澄まして情報を収集していただきたい。

それから、今お聞きしまして、現在予測できる範囲ではというふうに限定をつけなければならないと思いますけれども、牛乳、牛肉といったいわゆる略農業以外には、厚岸町には余り影響が今のところはないのではないかと思われるというふうに押さえておけばよろしいわけですね。そうでなければもう一度説明してください。

それから対応ですが、さっきも言ったように、今ここで具体的にあれをやります、これをやりますというような時間的な段階ではないので、これについては要望しておきますが、地産地消を含めて、消費者団体との対応を含めて、具体的なものが出てくるのはいつごろになるのか。それから、町長の答弁の中で非常に強調されておりましたように、関係諸団体、あるいは行政、あるいは町村会、いろいろなものがあるかと思いますが、そういうものを含めて、早急にやはりこれは関係するいろいろな団体とともに強く声を上げていただきたい。これは厚岸町の産業を守らなければならないもう瀬戸際の問題だというふうに、私は非常に危険性を感じています。というのは、今言ったようにマスコミの扱い、それから財界の歓迎する空気、そういうものを思いますと、こちらが切り捨てられて、大の虫を生かすには小の虫は何とやらというような論理でやられてはたまったものではないですので、その点について、ひとつまなじりを決して臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 町長。

持ち時間は14分ございます。

●町長（若狭町長） それではそういう中で、課長の方も答弁を認識していただきたいと思います。

私からは、F T A並びにE P A、日豪関係について答弁させていただきます。

お話がございましたとおり壊滅状況の、重要な一次産業の特に農業関係であります。そういうことで、既に北海道におきましては北海道農業農村確立連絡会議というものを設置し、今、猛烈に運動を展開いたしておるところでございます。構成員といたしましては、北海道はもちろん、全道の市町村、そしてまた、先ほどお話がございましたとおり、北海道消費者協会も構成員の一員となっております。私といたしましても、来る20日には釧路地方総合開発期成会とともに農水省、また関係機関に同様の要望をすることになっておりますので、決意も新たに、今ご指摘がありましたことを踏まえて頑張っ

まいりたい、そういうふうに思います。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 2回目の答弁で、非常に認識不足でありまして、情報収集も本当に足りなかったということをもっと深くおわびをしたいというふうに思います。今後、農協等に、具体的にそういった情報につきまして収集をしてみたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど2回目の答弁で漁業の関係のお話をしました。今回はオーストラリアでありますけれども、新聞等々でも出ておりますとおり、後に控えているのはアメリカあるいはカナダということでもあります。この2国からは水産物が当然輸出として出てまいります。こういったこともございますので、必ずや近い将来、こういった影響が出てくるものというふうに認識をしてございます。

それから、地産地消の関係であります。これにつきましては、いついつというふうなお答えはできませんけれども、多課にまたがってまいります。これについても若干時間をかけてみたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 私からは、予算折衝において保守点検表が具体的に使用して行われているかという件についてご答弁させていただきます。

経費の関係につきましては、大型事業、工事請負費等にかかわる分で投資的経費、經常経費それぞれにおいて予算折衝をすることとなりますけれども、具体的に、点検表を用いてその場でその点検表によって折衝をしているわけではございません。しかしながら、この点検表を作成する段階におきまして、各課の判断におきまして予算要望が必要と判断し、具体的にその判断が予算要望が必要だという段階では写真撮影、これは今現在でありますと、速いんですが、デジタルカメラ等を使って写真の添付、それから必要であれば見積書等々を用いて、要望について折衝を行っているのが現状であります。

いずれにいたしましても、この点検表を用いて、具体的に財政担当と予算要望の担当課とのやりとりがされていないことは事実でございます。しかしながら、今後これらにつきましては、この点検表がいかに常に更新されているかということを検証するためにも、横の連携を密にしながら、十分に活用できるようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、財政担当としても、今後この点検表をもとにやるように、関係課と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

- 議長（稲井議員） 以上で、1番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

- 佐藤議員 平成18年第4回の定例会に当たりまして、さきにご通告をいたしておりました産炭地域活性化基金について一般質問をさせていただきたいと存じます。

ご承知のとおり、道内では釧路、空知地域を初め、全国5カ所の産炭地域の振興対策として設立されました活性化基金について、本年度末をもって激変緩和措置期間が終了し、新たに5年間の期限を設け、一般地域振興対策への移行を進めるため、旧基金、すなわち基金運用益を活用した事業を実施する基盤整備事業についても、基金の取り崩しが認められることになりました。

そこで、初めにお伺いをいたしますが、厚岸町では旧基金、新基金はどのように活用されているのか。釧路産炭地域の他の市町村の活用とあわせてご説明をいただきたいと存じます。

また、旧基金については、従来、先ほど申し上げましたとおり運用型から取り崩し型に変更になった経緯は定かに知る立場にはありませんけれども、産炭地域への基金化による一定の政策支援は昨今のさまざまな理由から当初の役割を終えたものとし、大変言葉は悪いわけではありますが、基金の取り崩しは国からの手切れ金的な意味合いを持つものと考えられます。したがって、取り崩し開始の制度変更日から起算して5年後にはすべてが廃止され、その残余につきましては国庫へ返納されるものとされております。

新聞報道では、産炭地域である空知管内6町村のやみ起債問題に伴って、年内にもその基金の運用方法が示されると聞き及んでおりますが、それを機に、その配分比率について各町村間での話し合いが持たれていることと思われまます。示される基金の運用方法にもよりますが、50億円に近い基金を厚岸町ではどのような考え方で話し合いに臨み、あるいはまた他の町村とどのような連携で取り組まれていくのかお聞きをいたしまして、最初の質問とさせていただきます。

- 議長（稲井議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 6番、佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、産炭地域活性化基金についてのうち、基金の利活用についてどのように利用活用されているのかとの質問であります。釧路産炭地域総合発展基金には、性格の異なる2つの基金があり、一つは基盤整備事業基金といい旧基金と呼ばれる基金運用型のもので、もう一つは新基金と呼ばれる新産業創造等事業基金で、新たな産業の創造に資する雇用開発効果の大きな事業に対して助成をする場合に限り、原資の取り崩しが認められている基金があります。それぞれ基盤整備事業助成金交付要領や新産業振興事業助成金交付要領に基づき助成金の交付申請がなされ、活用されてきているところであります。

旧基金の助成対象事業としては、炭鉱跡地取得支援事業、企業誘致支援事業、広報・啓発、イベント等ソフト事業、その他となっております。新基金の助成対象事業では、新産業創出事業として企業化事業、新分野進出事業、新技術新製品開発事業が、ほかには企業誘致事業、施設設備整備事業、その他新産業の創出に資する事業となっております。

事業費の2分の1以内から3分の2以内の助成事業となっております。

具体的には、平成18年度では、基盤整備事業により助成予算額ベースで、釧路市では4事業1,450万円、旧阿寒町では2事業500万円、旧音別町では1事業442万円、釧路町では3事業897万円、厚岸町では2事業725万円、白糠町では3事業995万4,000円、浦幌町では3事業474万円で、合計では18事業5,483万円となっております。厚岸町においては、情報館図書教材整備事業と海洋観測機器整備事業が助成対象事業として認められたところであります。

また、新産業振興事業では、これも助成予定額ベースであります。釧路市が10事業2,868万円、旧阿寒町では2事業801万円、旧音別町では1事業90万円、釧路町では1事業414万円、白糠町では1事業422万円で、合計15事業4,595万円となっております。

次に、特に旧基金が運用型から取り崩し型へ変更されるに伴って厚岸町ではどのような考え方で対応するのかについてのご質問であります。平成18年9月22日、経済産業省資源エネルギー庁ニュースリリースで、国策としての産炭地域振興対策については、平成13年に産炭地域振興臨時措置法が失効し、平成18年度までの激変緩和措置期間後には経過措置も含め終了することとされておりましたが、報道発表にありますように、緊急に対応しなければならない地域も出たところから、過去に国から補助金を交付され、全国5カ所に設置された産炭地域活性化基金について、新たに5カ年の期限を設け、短期集中的に産炭地域の残された諸課題を一掃し、一般的な地域対策への移行を一層確実なものとする観点から、基金の取り崩しが認められることになったと発表されております。

また、今回の措置により国としての政策支援の枠組みは終了し、各地域が一層自立的な行政運営の展開が必要になることと、運用型から取り崩し型への変更にあっては次の条件が付されております。

一つには、基金の活用にあたっては真に必要な事業に資金が充てられることを確保すべく、各界の有識者に意見を聞きながら、知事みずからが責任を持って厳格にその運用を行う。各地域の基金は取り崩し開始の制度変更日から起算して5年後に廃止し、その時点での残余財産については国庫へ返納する。各産炭地域は、今回の措置以降、産炭地域振興対策としては新たな追加財政支援策を国に求めないとなっております。

このようなことから、国においては、旧基金に係る産炭地域活性化事業補助金（産炭地域基盤整備事業費）の交付要綱等の改正を行い、平成18年11月24日からの適用となっております。

現在、北海道と社団法人北海道産炭地域振興センターにおいて、基金運用にあたって地域が利用しやすくなるように、補助率や対象事業について、地域の声を聞きながら検討協議が行われているところであります。また、釧路地域総合発展機構構成市町村においても、基金の取り崩しに係るその配分方法について協議・検討する予定となっております。それらが具体的になった中で、平成18年度から平成23年12月までの期間で助成対象事業を選択し、計画的に事業実施を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●佐藤議員 今回、私はこの一般質問の通告をいたしました。その後、皆様ご承知のとおり、12月10日と本日の2回にわたって、この基金の取り扱いについての新聞報道がございました。幸か不幸かわかりませんが、私の質問内容の大部分について報道されておりますので、事前に用意しました原稿が使えなくなりましたので、私の思い出すままに、要点についてのみ質問させていただきたいと思っておりますけれども、基金の配分については、町長としてきっちりと厚岸町の主張をしていただきたいと、そのように考えております。

また、当初この基金の取り崩しに当たって、11月28日の新聞報道だったと思いますが、釧路市議会の石炭対策特別委員会での議員と市長とのやりとりが最初に報道されました。その中で、釧路市長は、釧路市の配分比率を高める方向で話し合いに臨みたい、については釧路市の配分については30数億円になるだろうとの発言が新聞に載っております。こういう状況下にあることは私も薄々は聞いてはいたんですが、そんな中で、釧路市の議会と市長のやりとりの中であつたんでしょうけれども、新聞報道で数字がぼんと出たものですから、そんな話し合いがその機構の中で持たれていて、そういう状況下になっているのかなというような気もしておつたんですが、その後いろいろお聞きをいたしますと、話し合いがなされている真っ最中、もしくは今後の話し合いになるんだというようなお話でございましたので、そうすると釧路市の30数億円発言というのは、いかにもその数字を出すと既得権になるような具体的な数字が示されたものですから、これは果たしていかがかなと、そんな思いから今回この質問をさせていただいたところであります。

その後、また本日の新聞では、市と4町の認識に何か温度差があるような記事が載っております。厚岸町の代表である若狭町長のコメントも、今日の新聞に実は載っております。私も町長と同じような気持ちでその新聞報道を見ていたわけでありましてけれども、本日の新聞報道の内容でも、私どもは定かに知り得る立場にはないわけでありましてけれども、議員の皆さんあるいは町民の皆さんの当面の関心事でありますから、その事実関係といいますか、そのことをきちんとお聞きする方がよろしいのではないかと、そんなようなことで、今日出されました新聞報道で、市と浦幌町を含む4町の認識に温度差があるというようなことが思えてならないわけでありましてけれども、事実は果たしてどちらがどうなんだろうと、そんな思いもしておりますので、その辺も含めて、町長からお話しできる範囲でお話しいただければありがたいというふうに思っております。

2回目の質問であります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁をさせていただきます。

まず、報道等で皆さん方はお読みになって、それぞれの立場でいろいろなことを考えていると思っておりますが、実はまだ首長会議はいたしておりません。ただ、マスコミ等の中からいろいろと取材を受けておることは事実であります。そういう中でいろいろなご意見が出ているものと私は理解をいたしておるわけでありまして。

私といたしましては、今回の旧基金の取り崩しが認められましたことは、今まで運用益のみの小規模な活用しかできなかった旧基金を、新たに5年間の期限といえども、より大規模な事業もできるようになったことは、今日の自治体を取り巻く極めて厳しい財政状況を踏まえると、本町の地域振興策を図る上で大変意義深いことであると思っております。

ただいまご指摘がございました、釧路市の30何億円という市長のコメントであります。私が予想いたすのには、多分、市なりのみずからの計算に基づいてそのようなことをコメントしたのではなかろうかと思っております。また、今、担当課長同士でも、この割り振りについてどのような方法がいいのかということで、近くさらに会議を持つやに承っております。

しからば、厚岸町としてはどういう考えを持っているのかということであろうかと思っておりますが、私といたしましては、まず基金造成時に出資した額を各市町村へ配分すべきと考えております。具体的には、北海道が出資した45億円については基金造成時の7市町で均等割し、旧阿寒町と旧音別町の出資分を釧路市へ受け継ぎ、配分すべきものであるという認識を持っておるわけでございます。具体的な数字はこれからの計算に相なるわけでありまして、私の基本的な考え方はこう思っておりますので、さらに首長の協議があるとするならば、私はこのことを強く主張してまいりたい、そのように考えておるわけでございます。

●議長（稲井議員） 6番。

●佐藤議員 ここに、実は産炭地域活性化基金の取り崩しに関する政府・与党間の合意、了解事項があるんですが、先ほども町長も1回目の答弁で触れておりましたように、旧産炭地域振興策としての今回のこの基金の有効活用以降については、国に対する新たな追加財政支援は国に求めないということでございますので、最初の質問で申し上げましたとおり、言葉は悪いんですが、国からの手切れ金的なことかなというふうに感じておりますけれども、そんなことから考えますと、今、町長から答弁いただきましたように、私も、基本的には均等割の配分にすべきではないのかなというふうに考える一人であります。また、それらを裏づけるといいますか考え方として、現在、釧路市においても、形態は違いますが、コールマインが最盛期ほどではありませんが稼働しておりますし、さまざまな恩恵に浴している実態でもあります。

国策としての産炭地域振興策が終わるわけでありまして、二利円満といいますか、そんな言葉もありますけれども、関係する市町がお互い利のある方法が円満な解決方法でありますので、町長には、先ほどご答弁いただいて、かたい決意で臨まれようとしている姿勢は十分理解できますし、最終的には事務方協議が終わって首長の協議といえますか、話し合いがあるんだろうと思っておりますけれども、先ほどの答弁どおり、ぜひひとつ厚岸町としての意見を他の町と連携しながら、厚岸町の不利とならないような対応をしていただきたいと強くお願いをしまして、私の最後の質問にかえさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

この基金の取り崩し、配分の方法についての取りまとめは、原則的には年内ということに相なっております。そういたしますと、あとわずかの期間になるわけではありますが、私といたしましては、旧基金の趣旨に沿って、さらにはまた取り崩しの趣旨に沿って、やはり地域振興という重要なまちづくりの資金として活用しながらすばらしい厚岸町をつくっていくことがその趣旨に沿うではなかろうかと、そのように考えておるわけでございます。今、佐藤議員からご指摘がございましたことについて、さらにこれからの協議の中で強力に進めていきたいというふうに考えております。

そこで、この際、佐藤議員もご承知をいただきたいと思いますが、旧基金が49億何がしあるんです。ところが、既に34億7,300万円というものが地方債の引き受けとして消費をされておるわけでございます。これをどうするのか。ですから、マスコミ等においてはもう既に49億何がしがあるものだという議論になっておりますが、私としては、この取り扱いをどうするのか明確にしていかなければならないと、そのように考えておりますので、あえてつけ加えさせていただきます。

いずれにいたしましても、皆さん方のご期待に沿うようにしっかりとやってまいりたいと思っております。

●議長（稲井議員） 以上で佐藤議員の一般質問を終わります。

ここで3時休みに入りたいと思います。休憩します。

再開は3時半といたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成18年第4回定例会に当たりまして、さきに通告してあります大綱点2点にわたりお伺いしてまいります。いずれにしても町民には大事なお話でございますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思うものであります。

まず初めに、地震・津波の発生時における防災上の観点からお伺いしてまいります。

去る11月15日午後8時半ごろにて、択捉島の沖合いで発生した地震に伴い、この道東を初めオホーツク海、本州に至る太平洋沿岸に津波警報、避難勧告が出されました。最終的には注意報に変わっておりますが、幸いにして被害はなく、振り返ると、予告なしの本番は常日ごろいつでも受け身万全の備えはできているものの、その対策は結果としてどうであったのか、その機会を与えていただいたわけでございますが、振り返りきち

んと議論し、次に生かして、より構築していくのが人間の知恵ではないかと思うのであります。

そこで、まず1点目に、気象庁からの警報が出されたとき、町の対応はどうであったか。初期の段階が肝心なのは十分承知の上で、その関係プレーはどうであったのかお伺いしてまいりたいと思います。そして何よりも大事なことは、住民への周知、指導、対応等十分なものであったのか。

そして、何よりも着目すべきであるのは、見逃すことのできない、住民の行動はどうであったかという点でなかろうかと思えます。このような機会だからこそ、住民の意識をはかり知ることができる、反省、改善に生かすことができるのではないかと思います。そして住民の行動に、時期的なものもございしますが自家用車での避難、これは見逃すことのできない現実的な対応が必要ではなかろうかと思えます。このたびの住民の声を聞けば、車と避難先に大きな因果関係が生まれているものかと私は察します。

その避難先の問題であります。季節的なものもありますが、空き地や高台といっても、身を自然にさらす状況ではぎりぎりまで避難しない、むしろ割り切った話さえうかがえます。今後、避難先の指定として安全性の高い公共の施設、集会所等を明確に打ち出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、この津波対策として、漁港付近での仕事中の津波襲来に備えてその対策が検討されている旨お伺いしておりますので、町の考え方をあわせてお示しいただきたいと存じます。

次に、雇用対策についてお伺いいたします。

町内では大型と言っても過言ではないスーパーやまじゅう、関連してロッキー厚岸店が閉店しました。突然というか、そうでないのかもしれませんが、パートを含め20人ほどの雇用先の消滅は大きな損失であるかと思えます。働いている方々は一瞬途方に暮れたかと察しますが、町はこの事態にどのような対応をとられたのかお伺いします。

次に、外国人就労者対策についてお伺いします。

12月号の町報によれば79人72世帯と登録されており、多くは水産と酪農の働き手かと思われますが、町としては、これらの把握とどのような対応をされているのか。過日の報道等によれば、多くの地域でいろいろな分野で働いている現況を見ると、他町との連携や国や道からの行政指導はどのようになっているのかということでもあります。

次に、町内の季節労働者及び今日の雇用情勢、明春の新卒採用が見えてくるころかと思われますが、その点についてもあわせてお伺いし、第1回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、音喜多議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の、平成18年11月15日、千島列島沖地震・津波避難勧告から反省点と今後のとるべき施策についてのお尋ねでございます。

まず、津波警報発令時からの職員体制と町民への対応についてのお尋ねであります。午後8時29分に気象庁が発表した津波警報は、直ちに北海道の津波警報等緊急伝達シス

テムによって役場に伝えられており、消防への連絡も行っております。一方、テレビ・ラジオによるタイムリーな情報提供も行われており、最初の情報をこれで得た方も多くいると思いますが、町の防災行政無線による住民への緊急連絡は、町との事前協議に基づいて、厚岸消防署から津波警報が発令されたことの第一報が流されており、これらによって町職員の非常登庁も行われています。

なお、非常時の初動態勢マニュアルにより、津波警報発令時には自動的に全職員を対象に非常招集がかかることを決めており、全部で272人の登庁がありました。

8時45分には災害対策本部を設置しておりますが、非常登庁した職員を直ちに各避難所に配置するなどの任に当たらせております。また、災害対策本部の設置とあわせて、消防署及び警察署からの連絡員が役場庁舎に待機し、それぞれの機関と連携・調整の任に当たっており、後には別海駐屯地からの自衛隊員3名も加わっています。

住民に対する避難勧告等の情報周知等につきましては、配付している資料のとおりであります。防災行政無線の活用では、さきに申した消防署からの第一報の後、8時53分の避難勧告からさらに二度の避難呼びかけを行っており、その後の津波注意報への変更や避難勧告の解除の情報伝達を行いました。

避難者すべてが各避難所から離れられたことを確認できた後の零時30分には災害対策本部を解散し、1時30分の津波注意報の解除に至って、最終待機の総務課職員の解散を行ったところであります。

次に、住民の避難行動についてであります。各緊急避難所に配置した職員等により確認できた避難者の数は全部で1,223名で、車両563台であります。これは全避難対象地域住民約7,000名の17%強に当たりますが、この避難所以外の親戚・知人宅などへ自主的に避難した人も相当いるものと推察しています。

なお、指定した緊急避難所における各地域の避難状況について申し上げますと、湖北省街地区で479名、湖南省街地区で413名、門静地区で126名、筑紫恋地区で8名、床潭地区で162名、末広地区で35名であり、特に門静、末広、床潭地区については高い避難率となっております。

今回からの総体的な反省点につきましては、やはり住民の避難の問題が第一に挙げられます。地震の揺れが弱かったことや、津波の予想高さが1メートルと報じられたことなどから、多くの方が避難行動をとらなかったことも事実であります。このたびの津波避難につきましては、新聞等のマスコミでも、避難対象地域全体における避難率の低さを憂慮する論調が多く報じられていますが、近年における地震において幸いにも被害の少ない津波発生で推移してきたことが、今度も大丈夫の住民意識に結びついているものと思われ、やはり最悪の事態を想定した危機感をいかに高め、これを避難行動に結びつけるかが最大の課題であります。

次に、従来の避難先の指定を見直してはどうかとのことですが、音喜多議員が言われるように、本年、国及び北海道のシミュレーションにより来襲する想定津波の規模が示されており、これによると、特に湖南・湖北省街地における浸水予想範囲が、現在の防災マップに示された範囲より狭まっております。このため、これまで浸水想定範囲であり、避難対象であった区域が、逆に避難場所になり得るところもあります。

最近、釧路開発建設部釧路港湾事務所が主催して進められた厚岸漁港津波対策検討会

において、さらに詳細なシミュレーションをもとに、避難対象区域と避難場所の再検討がされましたが、津波避難ビルや浸水区域外の避難可能な建物候補も挙げられた提言がされており、これからの計画見直しにおいて、これらの位置づけを加える考えております。

また、避難における車使用につきましては、地震での倒壊物件による障害で道路通行が不可能となることや、避難車両の殺到による渋滞が想定されますし、やはり徒歩による避難を基本としますが、一方で、災害要援護者の避難には車使用をせざるを得ない場合も想定した対応が必要と考えており、この対策検討も加える考えております。

次に、漁港津波対策検討会の実現性と厚岸町の考え方についてであります。

さきにも触れましたが、この検討会は釧路開発建設部が主催し、委員には津波研究の専門家である各大学教授等のほか、北海道開発局、釧路支庁及び厚岸町の実務担当職員が加わっており、厚岸漁港及びその背後周辺における津波防災対策について、ソフト及びハード面からの検討がされております。その中には、陸域における避難場所や避難経路のほかに、漁船避難における避難海域の設定や避難方法についての検討もされており、そのあり方についての提言が11月28日の最終検討会を経てされています。

この提言は、科学的なデータをもとに専門的な視点から検討が加えられたものであり、当然、厚岸町としてはこれらの推進に向けて取り組む考えておりますし、具体的には、提言に基づき漁協などの水産団体などや各行政機関などを加えた協議会を立ち上げて、厚岸漁港における避難ルールづくりなどの各種対策を講じていくこととなります。

続いて、2点目の雇用対策についての質問に答えさせていただきます。

まず、スーパーやまじゅうの閉店に伴い雇用者の対応に町はどのように対応したのかとのご質問であります。私どもが閉店について承知したのは10月2日月曜日の午前中でありました。午後には、商工会と、従業員の雇用不安に対する相談等については連絡をとりながら対応を図っていくことを確認しております。町は、フクハラ出店に伴い地元雇用を最大限行うよう要請しておりましたので、商工会としても、やまじゅうの離職者からフクハラへの就職希望があった場合は特に配慮いただきたい旨の申し入れを行いました。

10月10日に商工会から情報提供を受けたところによりますと、この段階で、やまじゅうの従業員12名中、厚岸町での就職希望者は9名で、3名は釧路市内の就職希望でありました。町内の就職希望者のうち5名は、既にフクハラの面接を受けておりました。フクハラでは、希望者があればその後も随時面接等の対応を行うよう配慮している状況にあることが報告されました。

ご質問にある町の対応はであります。個々の離職者への直接的な対応は行っておりませんが、速やかに商工会と連携を図りながら、最大限地元での就職が図られるよう取り進めてまいりましたので、ご理解願いたいと存じます。

次に、外国人就業労働者についてであります。現在、厚岸町内で把握できている外国人の研修及び実習生は、2団体5企業で69名が就労されております。外国人の研修生及び実習生、さらに一般的な労働者につきましては特に把握する方法がなく、必要に応じて関係団体・企業に照会し、協力をいただいているのが実態であります。また、これらの外国人労働者に関する他の市町村との情報交換や連携も特に行われておりません。

次に、国や道等行政機関からの町への指導や対応についてですが、労働行政の主たる行政主管は都道府県であり、市町村の役割からしても直接指導は受けておりません。しかし、国の緊急雇用対策等の制度改正に伴う市町村における緊急の取り組み等では、その都度これらに対する指導を受ける場合もございますが、一般的な労働行政に対する指導はありませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、季節労働者についての質問であります。現在、厚岸町内におけるいわゆる季節労働者と言われる労働者数は、平成18年3月末現在の釧路公共職業安定所の集計では392人となっております。なお、資料として過去5年間の季節労働者数を配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、特例一時金の動向についてであります。厚生労働省は11月30日、失業手当の特例一時金について支給水準を2割削減する方針を決めたと報道されております。ご承知のとおり、特例一時金は昭和31年に制度が始まり、現在は建設業など季節労働者の離職時に日給の50日分が支給されております。このたびの制度見直し案では、30日分への引き下げを妥当としながらも、地域経済に与える打撃等への配慮と季節労働者の現状を踏まえ、当面は40日分にするというものであります。

北海道の季節労働者がこの特例一時金受給者の全国の6割を占めている実態や、特例一時金が冬期間の貴重な生活費となっているなど、地域間の隔たりが余りにも大きいなどの問題があることは認識しております。また、平成17年12月第4回定例町議会においても制度存続を求める要望意見書が採択されておりますが、今後の見込みといたしましては、国は雇用保険法など関連法案の改正案を来年の通常国会に提出する意向であるととらえております。

次に、現在の町内の雇用情勢と明春の就職状況についての質問であります。

過日10月24日、平成18年度厚岸町雇用対策連絡会議を開催し、町内の最近の雇用情勢について関係者と意見交換を行いました。この中で私は、町内事業者の雇用情勢は、新卒者が求める正規社員の雇用については引き続き厳しい状況にある一方で、パート加工員やスーパーのパート職員等については随時募集が行われていると認識しております。

明春の高卒者の就職状況であります。12月1日現在で、潮見高校では35名の就職希望者に対し51%の18名が内定し、水産高校では23名の就職希望者に対し70%の16名が内定しているとの報告を受けているところであります。雇用情勢は厳しいものがありますが、今後の厚岸町雇用対策連絡会議においても情報交換を行いながら、何とか昨年同様に100%の就職希望がかなえられるよう、町としても各学校と連携してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 8番、音喜多議員。

●音喜多議員 2回目の質問に入らせていただきます。

まず、これからの質問の仕方についてちょっとお断りしておきたいと思っております。と申しますのは、最近うちの事務局長は、一般質問の通告書について誘導と申しますか、質問事項が大区分であれば、要旨が中であり小であり、詳細にわたって質問するようにな

っておりますので、その点についてはきちんとお答えいただきましたので、その中でピックアップしながら2度目の質問にさせていただきたいというふうに思います。そういう意味では、当初の質問通告書にきちんと答えていただいているという部分については、私の方で省かせていただきたいというふうに思いますので、事務局長も、理事者からそのように言われるのか、最近はずっと私も質問者にもそういう細かいご指導をいただいております、私も、裏を返せばきちんと答えをしてくれるんだというふうに理解させていただきます。

さて、2回目の中心的なことですが、今るるご回答いただきました。細かいことについては余り申したくはございませんが、総体的に今回の部分では、事故がなくてよかったねと一言で済むかということではちょっとまずいと、やはり次のことになげるためにはどうするかということをしっかき考えてみたいというふうに思います。

今、警報とか注意報とか、あるいは今回のように震度5以上という地震の揺れでもって、町の職員が招集という一つの目安になってはいますが、津波警報と、警報という種類が出た場合は、これはもう連絡がなくてもすぐ招集するような義務的な態勢になっているのかどうか。地震においては、震度5以上になった場合は消防職員も役場職員も登庁するという取り決めがありますけれども、今回のように地震が、厚岸町は震度2という話でございますが全く感じられなくて、いきなり、私も机に向かってラジオを聞いていたらそのラジオがぷっつんと切れて、正午前によく警報として発令されます音が入ってきたと。地震もないのにこれは何だと一瞬思ってテレビをつけたというのが実態で、間もなくというか、それからやや間隔を置いて町の防災無線が、初めてではなかろうかと思うんですが、通常の音を倍以上というか、ボリュームが非常に高くというか、そちらの操作でもってそのように操作ができるんであろうと思うんですが、たまたま夜8時半ということであれば、早いところはお休みの支度に向かっているとかそういういろいろなこともあるだろうし、聞こえないがゆえに、発する方でそういう高い音を出せるというふうには聞いていましたので、これは向こうで操作しているんだなというふうに受けとめました、いずれにしても、役場職員を招集するということの警報というか、現実に自分が震度5に遭ったらそれは体で覚えている部分もあると思うが、そういう報道よっての避難勧告ということになれば、当然出るという認識にされているのかどうか、まずその辺が1つ。

それから、270何名も駆けつけてくれたということですが、これはほかの町民から見ると、では町外に住んでいる人はどうしているんですかという素朴な意見があるんです。出張所とかそういうのは別にしても、町外に住んでいる人が仮に津波が来て大変な目に遭ったらば、それは駆けつけて二次の要員交代というかそういうことはするんでしょうと言っただけで逃げたんですけれども、その辺はどうなっているのか。実際に今回はなかったわけですから、時間的にもそんな短い期間ですから、そういったことはとらないということになっているのかどうかということでもあります。

それから、まず大事なことは、先ほど私の1回目の質問の中でも話をしましたが、車と避難先との関係です。基本的には車で避難してはいけないですというか、だめですということは、それは周知されて私も聞いています。しかし、現実にこの時間あるいはこの時期、あるいは夏でも雨が降っていたとか、そういう場合はそこに行くかとなれば、

やはり目の前に差し迫った波が来なければ車で逃げる可能性が高い。その車との関係で、車の避難というか誘導というか、その車で避難する先の車の逃げ場所、そのこともしっかり考えておかなければならないのではないかと。しかし、車で本当にそのようにしたら、かえって迷惑な場合もあるんです、今の答弁のとおり。しかし、現実には屋根のないところに避難せよ、集まれと言っても、ああいう夜間や寒風にさらされてはなかなかそこまでは、いつ来るかわからぬというか来るか来ないかもわからぬ、長時間そこで対応するとなったら、現実は今回のような形になるのではないのかというふうに私は思います。

そこで、この避難先については、先ほどの13番議員さんにも話をさせていただきました。そして私どもにも説明をいただきましたが、いろいろなデータというかシミュレーションの結果とか、過去の津波における形跡からこの程度ならば大丈夫だろうと。しかし、そのとおり来るか来ないかはわかりませんし、より安全な、安心して逃げられる建物というか、そういったところを中心に今後考えられたらどうでしょうか。当然、奔渡町でいえば道道に上がれば大丈夫と言いますが、目の前が湖であれば、その不安等ははかり知れないものがありますので、もうちょっと漁村センターとか、あるいは真竜であれば住の江山の手の集会所とか、丘陵地区の集会所とか、むしろあの方が一度そこへ真っすぐ行けば、一たん行ってさらにそこに移動するという、二度手間というか、そういうことを避難する立場から考えたら、やはり一度で済むような対策をきちんと考えるべきではないのかなというふうに思います。

今回出された答弁の時系列的な中では、私は、床潭小学校というのは危険だというふうに思います。昔の年寄りや私の経験からすれば、津波というか、水は水のあるところに押し寄せるといふか、つけるという言い方をしていますし、床潭小学校は、床潭沼から太平洋につながる小さな川でもありますし、背後には湖です。あそこは私は避難場所としては非常に危険だというふうに考えます。そんな意味では、床潭あるいは末広あたりはどこへ避難するというのは今後の大きな検討事項になるかと思えますけれども、建物の指定についてはいま一度考えてみたらどうかということでもあります。

それから、自動車で避難というのは、先ほどもお話ししましたが、市街地やあるいは避難所近くでうろろうろされてという言い方は変ですけども、そこへ自家用車で乗りつけられて避難されてはかえって迷惑な部分がある。そうかといって車で避難しなさいという指導もできない。お互いの気難しさというか因果関係が生まれますが、最低でも車で逃げる場合は人に迷惑をかけない地区へ行ってもらうという誘導を真剣に考えたらどうでしょうか。今日の状況では1人1台の自家用車を持っている中ですから、当然そういう行動は起き得ると思えますので、より現実的に対応する考え方でしていただきたいと思えます。

それから、雇用問題についてでございます。

私も、やまじゅうが閉鎖ということで、まちづくり推進課の方にお邪魔させていただいたことがあります。先ほどの言葉の中では、厚岸町では大型と申しましてもやはり個人で経営されているといふかいろいろな株主といふか、資本が入っての大手ではございませんので、やはりいとも簡単に、失礼な言い方ですけども自分の判断といふか、将来的な負債を考えたときにはやはりそういうことになったのかなと。朝早く門静を通過していったと、朝からいなくなったという、見ていた方もいらっしゃるようで教えていた

だいたんですけれども、そうすると、やはり残された者はどうするかなど。お訪ねしたときは、今回の答弁の中にも、商工会にと。でもよくよく考えてみたら、商工会は、経営者というか経営上の問題です。そこに雇用があって働いている方が商工会にある中小退職金制度だとかそういうのがかけてあれば、また話としてはたどっていく経緯があるでしょうけれども、パートや臨時というかそういう形で入ってきていた人は、本当に仲間内でワイワイと言っているだけにすぎなくなってしまうかなど、私はそんなような気がしてなりませんでした。

最近の仕事先が、先ほどの答弁にもあったように、正規の雇用先はなくなってきているわけです。これは日本全国で大変な今問題になっているわけです。ワーキングプアなんていう言葉でもってNHKも再放送するぐらい、これはもう大変な、日本国民の400万人から700万人がそういう2つなり3つの仕事をしながら、それでも生活保護よりも貧しいという、働いても働いてもなおかつと、それはなぜかということをしていましたが、しかし、厚岸町においてもそういう非常勤あるいはパートで働かざるを得ない職場しかなくなってきている。

やまじゅうさんの閉店後、幸いにしてというか、フクハラさんに進出していただいたというか、それは早くから進出するということでは言われていたことで、たまたま開店前でしたから非常に救われたところがあって、ほっとしたところがございますけれども、やはりもうちょっと私は、町としても商工労政を持っているならば、その事業所がどの程度の従業員を雇ってどういう状況にあってとか、そういうものを商工会とも連携をとりながら持つておくべきではないのかなど。その仕事は商工会よりもむしろ職安だと私は思うんですが、しかし、今、職安一辺倒でやっていたんでは厚岸町から住民がいなくなってしまうおそれがあるんです。このような雇用の冷え切った状況では若者も外へ出てしまわざるを得ないと、そういう状況にあって、やまじゅうの3名の方が釧路へ行った方がいいというか、そういうことに落ちついているようでございます。そんなことからすると、やはり今後厚岸町の町はますます疲弊してまいりますので、その対応策をしっかりと考えていただきたいというふうに考えます。

それから、外国人の就労問題であります。確かに現在の情勢では1年間が研修生で2年間が実習生ということで、最近、中国の方から来られている方々は3年契約という形で町内におられます。しかし、やっていることはきちんとしたものでありまして、事業主にしてもあるいは町内においても手厚くというか、対策をきちんと講じていかなければいけないのではないのかなと思いつつも、国や道が余りこのことでは、利害関係があるのか何があるのかわかりませんが、結果として市町村においてマイナス面を背負っていかなければならないというのが、この間の新聞報道にあったとおりでございます。私は、厚岸町がこれからは、地元の人とのミスマッチングがあるかもしれませんが、この外国人就労は絶えないだろうと思っておりますので、しっかりとその関係部門とも連携をとれるような策を持つていただけるように考えられないかというふうに思っております。

道議会では、このことについてのご質問もされて、ある程度のことをやっていきたいという答弁がなされているやでございますが、今の答弁の中では全く道からの指導はないやに伺いました。しかし、これはきちんととらえていただきたいと思っております。

それから、季節労働者の関係でございますが、国はやはり今日、冬期一時金の問題に

についても、周年雇用を主としていますから、もうこの季節労働者の分については余り目じゃないというか、力を入れないと申しますか、そういう状況にあるということはお聞きがね聞いてございます。しかし、現在、厚岸町においてもまだこれだけの方々がいらっしゃいますし、町もしっかりとそのことをとらえておいていただきたいというふうに思います。

今回の出された資料は、季節労働者及び出稼ぎ労働者数というふうに、2つの職種の方々が約400人ほどいると。平成12年度から見れば250人ほど年代とともに減ってきておりますので、国の思うつぼなのかなと思いますけれども、このことをしっかり受けとめて最善の手当てをしていただきたいというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、職員の津波に係る招集の関係でございますけれども、これは町長の当初の答弁でも申し上げておりますけれども、厚岸町職員の非常時におきます初動態勢マニュアルというのがもう既にでき上がってございまして、この中で、津波警報が発令された場合につきましては自動的に非常登庁をするというふうに定められております。したがって、その内容をテレビ・ラジオ等で知った場合あるいは防災無線で知った場合、いろいろな周知の方法はあると思いますけれども、そういう認知によって知り得た場合については自動的に集まってくるという形に相なっております。

それから、防災無線の関係でございますけれども、厚岸町の行政無線の場合につきましては、一般放送用と非常放送用と仕組みが若干異なっております。一般放送用で行っている部分につきましては、それぞれのご家庭の受令機、受信機ですけれども、そちらのボリュームで音声コントロールができるという形になっておりますけれども、こういった緊急時に流します緊急放送につきましては、そのボリュームに関係なく一定の音量をもって流すという形になっておりますので、電気コード等を抜くなり電源をカットしてしまっていない限りは、受信ができるという状態になっておりますので、音喜多議員がおっしゃるとおりの大きな音で入ったという形に相なるのかな、このように思っております。

それから、車の避難の関係につきまして、いろいろ提言的なお話もいただきましたけれども、今回の避難におきましてはほとんどが車でございました。車の避難というのがほとんどという形でございます。おっしゃられるとおりの、夜間、それから気温、こういったような部分の判断の中で車で逃げられたのかなというふうに思っております。

幸いといいましょうか、逆に避難者が少なかったことで混乱しなかったという部分もあるかと思っておりますけれども、ただ一つ言えることは、平成15年の十勝沖地震のときに、やはり車での避難の中で、愛冠に登る道路の途中で車がとまってしまったということで、渋滞したというような事例が生じたわけでございますけれども、今回はそれがなくて、車両についてはほとんどメイパルあるいは愛冠の駐車場、頂上の方ですね、そちらの方にまで至って避難行動を起こしているということで、途中での登り口での混乱というも

のは今回の場合はなかったというふうに把握しております。これも一つの事例なのかな、車で逃げる場合の一つのルールというような部分で考えていったときには、やはりこういったものが一つのヒントになってくるのかな、このように思っておりますし、現実的にそういう車で逃げるというような事例もありますので、その辺の考え方という部分、どのような位置づけでコントロールをしていくのかと、どこが大事なのかというような部分も再度押さえさせていただきたい、このように思っております。

それから、避難場所の関係でございます。こういう寒さの中ですから、9時30分にはそれぞれの学校を開放いたしまして、屋外に逃げている方を建物の中に誘導しようと、ある程度の津波の規模といたしましうか、第一波の状況等も見た上での話でございますけれども、そういった形の中で処置をとらせていただきました。とらせていただいたんですが、やはり車での避難者が多かったというような部分も背景にあったんでしょうけれども、そちらの方への移動はなかったということで、結果的にはそちらの方に避難された方、使用された方はいっしょになかったということです。

先ほど申しました津波の検討会の中でも、特に港町関係から見ますとかなり距離があるということで、全体的に言えることなんですが、今、避難ビルという扱いの中で、水につかる建物なんだけれども、要するに2階もしくは3階で一時的な津波の被害から身を守るという意味です。これは、ある程度の耐震構造を持っているものというのが条件になります。その上で考えなければならないということでございますので、そういった工法といたしまして、浸水区域でありますけれども、まずそういう避難ビルが出てきますし、先ほど言いました集会所、今まで避難場所になっていないところも集会所として使える場所が今度出てまいりました。これらは屋根のかかっている避難場所として位置づけていきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 私の方から雇用関係についてご説明させていただきます。

まず、商工会を通じた雇用という形の中では、当然、今回フクハラが出店する段階の中で、地元要望として商工会からもフクハラさんに要望していたし、厚岸町としても、地域雇用の大事さからいってできるだけ雇用に当たっては地元雇用という形をお願いしていたと。その関係のところにもたまたまやまじゅうさんの閉店という形になったということの中で、時期的にもタイミングがちょうどぶつかった形もあって、即そういう雇用の場が生まれたと。

さらに、釧路という形で今言われていましたけれども、当然、釧路の方については釧路のフクハラさんの方ということでの配慮がされたという形でございますし、今後においてもパート等の従業員については随時募集していきたいし、余裕を持って雇用していきたいと、ある程度時間の関係はありますが、そういう形ではいただいております。今後についても、そういうことは配慮していきたいというふうに考えております。

それから、雇用の問題は、商工会ではなく当然職安の問題です。ただ、職安そのものも、釧路地域の中で有効求人倍率上がったことや釧路のコールセンター等、厚岸町のフ

クハラ出店が釧路地域のちょっと底上げにはなったという形で評価されておりますけれども、やはり職業選択、選ぶ形の中ではなかなか求人と当たりが結びつかないという形の部分もありまして、今後、厚岸町についても職安と同じ求人情報が来ておりますので、これらを活用しながら地元の方々の就職に対応してまいりたいと、そのように考えております。

次に、2点目の外国人労働者の関係でございますけれども、これらについても、質問者が言われましたとおり、1年目は研修という形の中での研修をしよう。2年、3年については雇用契約に基づく労働という形の中でやってございまして、今までの段階では賃金トラブル等いろいろな問題はないけれども、こういうものに対してはきちんと把握していかなければならないだろうと。そういう中では、釧路支庁にも現在を含めてそういう外国人労働者の問題はという形でいろいろ情報はとっています。現在はこの辺ではないという形でございますけれども、今後とも連携をとりながら、問題が生じないような対応をとっていきたいというふうに考えております。

次に、季節雇用労働者については、確かに全体的には国の経済が上向きだということでありながら、そういう労働の場所が内地などでも少なくなってきました。そういう形の中では、季節雇用がかなり少なくなってきた要因ではある。働きたいけれども働く場所がないという形で把握してございます。しかし、それらにかわるものとして地元で雇用の場が生まれるかという、またそういう態勢でもないという形の中では、絶えずこれらについても国に対して、議会でもあるように、やはり季節雇用の一次給付金や、ある程度制度が延びていくようなことにも対応していかなければならないと、そういうふうに判断してございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 8番。

残り時間は9分あります。

- 音喜多議員 残り時間が短くなりましたけれども、津波対策についてまずきちんと今後検討していただきたいということは、車での避難、その車の誘導というか、言い方は変ですが、車で逃げる方はこちらの方へ逃げてくださいというような、徒歩の人あるいはそれに準ずるような形で避難しなければいけない人方については、厚岸町の町どころを通っても、低い地域については車で逃げたりするのは余計危険なんです。そういう意味では、車での避難については十分検討する要素があるということです。

2つ目は、やはり避難先として指定する場合は、今の科学的根拠に基づいたものから見て建物に誘導するというのをぜひ考えておいた方が、一たん住民の逃げるところがあそこという建物に決まれば、あそこならば雨もしのげるとか、あるいはある程度寒さもしのげるという考え方に基づけば、当然そういうところに逃げる可能性が高いというふうに私は思います。

ちなみに夜の8時半、何だかんだと言っても、9時を過ぎればもうコンキリエも閉まっていたし、それこそ、ではだれが来るのという感じだったんですけれども、後からそういう形で見えたようですけれども、そういう施設的な管理の問題もあるだろうけれども、やはりそこは行政でしっかりと検討して、最善の策を講じていただきたいとい

うふうに思います。

それから雇用の問題ですが、厚岸町は中堅どころというか、話としてはその気配も言われておりますけれども、厚岸町として、行政がいち早く対応のできる常日ごろからの情報、そういうものを備えていただきたいというふうに私は思います。商工会もさることながら、職安とかそういったところ、ふだんそういう事業所というのは当然調べていらっしゃると思うんですが、フクハラの関係でなくて、やまじゅうの関係で大事なことは、事業主さんはいなくなってしまったけれども、厚岸町に与えた税金の支払いの関係とか、そういったものは滞っているはずだろうと思うんですが、その辺は町としてはどういう状況になっているか。それをメモしてあったんですけれども質問しなかったんですが、そういったことと、外国の研修生も含めて就労問題について、きちんと今後対応できるようなシステムをとっていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

3回目の質問の中で、今のやまじゅうの税金の問題やら、町に与えている問題等があるというふうに私は聞いていますが、その辺は町はどのようにとらえているのか。

これで3回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

津波の関係でございます。車の使用の関係でございますけれども、車の使用を前提とするというのはやはり難しいということは最初に申し上げますけれども、果たして通行できるような状態になるのかどうかという、その前の地震が伴う関係がありますので、それを事前にこういう形で、車の使用を前提としたルートをつくっておくとかというようなことは非常に難しいという実態がございます。その辺をご理解いただきたいと思いますし、なお、実際に逃げた車といいましょうか、そういった誘導をどうするんだというポイント、そういう課題は残りますけれども、車で逃げるときにはこちらのルートで逃げてくださいという事前周知といいましょうか、そういう促すような形は非常に難しいということをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

それから、そういう車の使用を抑える意味でも屋内の避難場所の指定というのが大事ではないか。これはおっしゃるとおりでございますので、今後の検討の中で十分検討を加えさせていただきたい、このように思います。

なお、コンキリエの関係でございますけれども、コンキリエにつきましては避難場所といたしまして必ず開放することになってございます。

●議長（稲井議員） 5分前になりました。

●総務課長（田辺課長） そういう意味で今回も開放してございますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 私の方から、雇用の対応につきまして、今後においても関係団体と連携をとりながら対応していきたいと。外国人労働者についても、それぞれ入れている関係団体がございますので、事故の未然防止のためにも連携を図ってきたいというふうに考えます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

税情報でございますので具体的な数字は申し上げられませんが、滞っているものはございません。

●議長（稲井議員） 以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ明日に延会いたします。

午後 4 時 28 分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員